

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	調査係長	調査係

COOLS	
H	P

建設常任委員会 会議録			
日 時	平成 18 年 9 月 20 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 3 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	佐藤委員長、武井副委員長、森井、前田、新谷、松本、久末、 齊藤(陽) 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、新谷委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、順次、説明願います。

「駅前第3ビル再開発の進ちょく状況について」

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業の進ちょく状況について報告させていただきます。

平成18年6月22日に開催されました建設常任委員会で、施設計画案や事業スケジュールについて説明しましたが、都市計画に関しましては、小樽都市計画「第1種市街地再開発事業の決定」及び「高度利用地区の変更」案件として、市長から本年8月30日に開催された小樽市都市計画審議会に諮問し、審議会の議を経て、同日付けで同意するとの答申を受けました。その後、北海道知事の同意を経て、9月11日に都市計画の決定及び変更告示を行ったところであります。現在、小樽駅前第3ビル周辺地区再開発準備会では、事業実現に向けた作業を鋭意進めており、9月末には施工地区の公告縦覧を行い、11月には北海道知事に再開発組合設立認可申請を行い、年明け1月末にはこの認可手続を終え、引き続き権利変換計画の認可申請を行い、3月末には認可手続を終えたいと考えております。こうした一連の事務手続を平成18年度内に終え、平成19年度に解体工事、本体工事に着工し、平成21年3月の完成を目指すこととしております。

委員長

「景観行政団体について」

(建設)まちづくり推進課長

景観行政団体について報告をいたします。

本市が景観法に基づく景観行政団体となり、今後、景観計画の策定や景観条例の改正を進めていくことについては、本年第2回定例会の建設常任委員会で報告いたしましたが、景観行政団体となることについて、平成18年8月31日付けで北海道の同意を得たことから、9月8日から公示を行っており、11月1日に景観行政団体となるものであります。

委員長

「平成17年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算の概要について」

(水道)総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催内容について報告いたします。

8月25日、平成18年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。議案といたしましては、平成17年度同企業団水道用水供給事業会計決算認定の審議があり、同日に認定されたところであります。

それでは、配布した資料に基づき、その概要を説明いたします。

平成17年度は、従前から引き続き当別ダム建設費の負担並びに送水管予定路線の測量、土質調査及び送水管施設の設計等を委託するとともに、送水管3,998.6メートルの布設を行ったところであります。この結果、送水管の布設延長は、下段にありますように、平成17年度末で3万117.7メートルとなり、計画延長5万3,600メートルに対しまして、56.2パーセントの進ちょく率となっております。

次に、予算の執行状況であります。収入につきましては、予算額31億1,594万1,000円に対しまして、決算額は31億1,269万8,040円となり、予算額に比べ324万2,960円の減となっております。

また、支出につきましては、予算額30億9,439万9,615円に対しまして、決算額は30億6,757万3,644円となり、未

執行額のうち、1,913万4,438円については継続費として翌年度に繰り越すとともに、その余りの769万1,533円が不用額となっております。

次に、建設改良事業の概要についてであります。建設改良事業費の総額は29億5,010万6,092円で、内容は創設事業費が24億6,966万1,350円、ダム負担金が3億円、議会及び監査費が370万1,827円、総係費が11万7,000円、支払利息が1億7,662万5,915円となっております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
新谷委員

室内水泳プールについて

今、説明を受けた順番に質問いたします。

最初は、駅前第3ビルの再開発の進ちょく状況について聞きました。この中でも、室内水泳プールが廃止されるということに対しては、以前からかなり議論をしてきましたが、都市計画審議会に対して、意見書15件、8項目の反対意見が出されまして、かなり厳しい意見が出されておりました。都市計画審議会では、反対1人、保留1人、それから別な場所にプールを建設するように附帯意見をつけたらどうだという人が2人いました。これらの反対意見、それから別な場所にといい附帯意見を重く受け止めるべきだと思いますが、いかがですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

都市計画審議会が出された意見につきましては、室内水泳プールを存続してほしい、あるいは代替施設を早期につくってほしいという内容の陳情がほとんどございました。私どもといたしましては、これまでも答弁をさせていただいておりますけれども、プールという施設は健常者だけでなく、障害者の方や病後のリハビリテーション等々に非常に有効な施設だということ認識しておりまして、プール自体は必要な施設だということ認識しているところであります。そういうことから、室内水泳プールに関して都市計画審議会に出された意見につきましては、市としても非常に大きく重く受け止めているところでございます。

新谷委員

市営プール建設は次期総合計画の中で位置づけていきたいというようなことも示されてはおりますが、しかし総合計画は長い期間にわたる計画ですから、建設されるのがいつになるかということが問題でありますし、今、このプールというのが、上位計画と言われております現在の総合計画の中に、整備ということで位置づけられておりますから、なくするものは速やかに建てるべきだというふうに私は思っております。予算特別委員会でも聞きましたが、財政的には5億円ほどかかるけれども、起債制限比率や実質公債費比率が25パーセントにならないということで、建設の可能性はあるということがわかったわけです。まちづくりとして、このプールをどのように考えているか、位置づけているかは非常に大事だというふうに私は思うのです。今の室内水泳プールの利用状況というのは、もう何回も言っていますのでわかると思います。年じゅう使えるものです。それで、これから団塊の世代が退職して、社会進出というか、参画というのか、健康保持あるいは趣味だとかでプールに通う人がますます増えるのではないかと思うのです。今でも、教室に通える人が抽選しなければならないというほど物すごく込み合っているわけです。そういう意味では本当にこのプールの利用があるわけです。ですから、それをどうまちづくりに生かしていくのかということが大事でないかと思うのです。

それで、まちづくりとはちょっと外れるかもしれませんが、比較をしてみたいと思って、望洋サッカー・ラグビー場の利用状況を教育部に聞きました。それで、その点をまちづくりの方も聞いていると思いますので、利用状況、

建設費、利用件数、延べ日数、利用人数、維持費、運営費、経費について示してください。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

教育部に確認をさせていただきました。すべて答えられるかどうかわかりませんが、まず建設費は、土地取得費、建設設計費、造成費の合計で、12億5,000万円ほどです。利用件数は、サッカー場につきましては、延べ71日間、1万4,852人、ラグビー場につきましては、延べ7日間、1,040人、合計1万5,892人です。使用料収入は、全日利用84件で45万5,950円、半日利用で11件、2万7,900円、合計95件、48万3,850円。施設運営経費として、委託料、光熱水費、その他もろもろ合わせて1,673万円ほどと聞いております。

新谷委員

これは一つの比較であって、このサッカー・ラグビー場が悪いということではありませんので誤解しないでいただきたいのですが、こういう12億5,000万円もかけてつくった、しかも施設運営経費として1,673万円ほどかかっているという、そういうのに比べても、プールというのは非常に利用が大きいということですし、しかも年じゅう利用できるわけですから、そういう点でそれは教育の問題だとかということではなくて、まちづくりの問題として、この公共公益施設を中心部につくるというのが今求められている中で、どう位置づけるのか、この点を再度聞きたいと思います。

建設部長

るるプールの話を聞きました。先ほど、プールの必要性については、主幹から答えましたので、私は省きますが、まず、再々開発がまちづくりとどうつながっていくかという点を主張したいと思っています。基本的には、新しく建てられるこの施設というのは、マンション、ホテル、現在あるショッピングモールの再編という形でございます。中心市街地である駅前にマンションができるという点では、総合計画、都市計画マスタープラン、そういった中心市街地活性化の計画の中でも長い間主張してきた、まちなか居住の実現が一部できるということです。商業施設では、今のショッピングモールの再編ができますし、ホテルも中心市街地にできるということで、経済活性化やまちづくりという点ではつながっていったというふうに思っております。ただ、プールについては、研究はしますけれども、いかなせん社会教育施設として教育委員会で議論されまして、教育委員会から市長部局の方には当面の代替施設としての高島小学校温水プール整備の話、さらには新総合計画の中で実現方についての申出がありましたので、そういったものについては真しに受け止めて、実現に向けて議論をしていきたいということで確認をしたところでございます。そういう形で、まちづくりとしては当面、早期の中心市街地活性化に向け、再開発の着工をしたいというふうに考えます。

新谷委員

早期実現というのは皆さんの願いですから、そういう面で頑張っていたきたいというふうには思うのですが、改正中心市街地活性化法の施行に伴って基本計画を出すかどうかについて、道内4市のみということで新聞報道がありました。小樽市はどう考えているのか、そしてそういう中に市営プールというものはどういうふうに位置づけられていくのか、どうなのですか。

(建設)まちづくり推進課長

まちづくり三法が改正になりまして、現在のまちづくりの基本計画である街なか活性化計画については、その役割が終わったというふうに思っております。今後、改正に基づいて、新たな中心市街地活性化計画といったものを構築していきたいというふうに考えておまして、いろんな勉強会等も今やっております。その中で国あるいは道とかと相談しながら進めていきたいというふうに思っております。具体的な計画内容についてはこれからの議論ですので、プールがどうなるかという部分については今申し上げることができませんけれども、いろいろな事業については検討を加えながら、その計画の中に盛り込んでいきたいというふうには思っております。

建設部長

補足しますけれども、当然新しい基本計画につきましても、新しい総合計画との整合性が求められますので、そういう中では先ほど答弁申し上げたような中での整理をしていくというふうには考えております。

新谷委員

何回も議論は重ねてきましたので、私たちの主張していること、それから市民が望んでいること、十分におわかりだと思いますので、ぜひ中心市街地活性化に役に立っている室内水泳プールを、教育部と連携して進めてもらいたいというふうに思います。

景観計画について

次、景観行政団体ということですが、景観計画はどのようにいつごろ定める予定でしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

最初に申し上げたとおり、本年11月1日に景観行政団体になるということで、今、作業を進めておりますけれども、この後の作業としては、景観計画の策定ということが非常に大きな課題となっております。今後の景観行政を進めるために、この景観計画の策定が急務になっておりますので、今のところの基本的な考え方としては、平成19年度中に素案等々の取りまとめまで進められればというふうには考えております。

新谷委員

この策定の手続というのは、景観法に基づいてされると思うのですが、景観協議会を立ち上げるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

景観法の中では景観協議会をつくることのできる規定になっておりますので、今後の検討ということになりますけれども、本市においては従前から景観審議会がございまして、市民、それから学識経験者も含めて意見を聞く体制になっておりますので、当面は景観審議会を基にいろいろな議論を進めて景観計画の策定等を進めていくという基本的な考え方です。

新谷委員

景観審議会は13名の構成だということですが、今、この景観については非常に市民の関心が高くなっていると思うのです。それで、市民意見あるいは要望などをどのように取り入れていきますか。

(建設)まちづくり推進課長

景観計画は、市民を規制する部分も当然出てくるわけでございます。そういった中では、市民の意見を聞いていくというのは当然必要になるかと思えます。具体的にどうやっていくのかという部分についてはこれからの検討になりますけれども、多くの景観計画を策定しているところでは、アンケート調査だとか、懇談会、それからパブリックコメント、できたものに対する意見を聴取する、そういった形でやっていると聞いております。そういったものを参考にしながら、今後どういった方向で市民の意見を聴取するのが一番いいのかといったことを考えていきたいと思っております。

新谷委員

景観法の中で行為の規制というのがありますが、これは審議会の中で話されていることだと思うのですが、小樽市としてはどういうようなところを考えていますか。

(建設)まちづくり推進課長

景観計画の中で、一番重要なところというか、大変なところは、どういった行為に規制をしていくかということになるかと思えます。その基準も含めて非常に難しいところだと思っております。具体的に言うと、形態、意匠、要するに色、形です。それと、高さです。高さというのは、今、景観行政の中で一番問題になっている部分でありますけれども、基本的にはこの三つが行為の規制の範ちゅうに入ってくるのだらうと思っております。

新谷委員

今後の予定も含めて、全国で238の自治体で景観行政団体になっていますが、参考にしようというところはあるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

景観計画をつくっているところというのは、若干あるのですが、まだ全国的にはないです。景観自体はそれぞれのまち、土地によって非常に基準が違うということで、直接参考にするべきものはないというふうに思っておりますけれども、港町だとか、あるいは山坂のあるところ、そういったところもあるかと思っておりますので、あくまでも一つの参考としてはなるとは思いますけれども、小樽の長い景観行政の中でいろいろ課題なり、経験なりを積んでおりますので、そういったものがやはり中心となってつくられていくものというふうには今思っております。

新谷委員

石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業決算について

次に、石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業の決算なのですけれども、ちょうど今の時期に決算の概要が出るのですが、去年の10月に示された内容と比較してみますと、創設事業費、それから送水管の延長の計画、これがずいぶん違っているのです。それで、創設事業費の額がかなりの違いがあるのですけれども、その辺は、単純に考えると、創設事業費というのは最初の目標ですから、この目標に対してこんなふうにどんどんずれていくということはどういうことなのか、説明していただきたいのです。

(水道)整備推進課長

ここに出ています創設事業費なのですけれども、これは平成17年度分ということで説明があるので、これは平成24年度まで続く事業の中の平成17年度で約24億6,900万円の事業費になっております。

それからもう一点、送水管の延長ですけれども、平成16年度は4万8,900メートルということになっておりましたけれども、企業団の方で数字の精査をしたところ、5万3,600メートルということになったと聞いております。

新谷委員

ずいぶん違うものですね。平成16年度の決算は14億8,414万6,020円で、かなり違いがありますよね。送水管がこれだけ伸びたことで、こんなに違うものなのですか。

(水道)整備推進課長

平成16年度の送水管の延長と平成17年度の送水管の延長が違いますので、事業費の方もそれだけ増えております。

新谷委員

そうしたら、この総事業費というのは、今年に示されている創設事業費と考えていいのですか。

(水道)整備推進課長

総事業費としましては、ダムの関係や水道の整備の関係がございますけれども、現在772億円ということになっております。

新谷委員

物すごい額ですね。これは私もたびたびここで質問していますけれども、当別ダムに対しては地元の反対もあるということなのですけれども、小樽市が負担している分、今年度の予算書にも出ていましたけれども、こんな巨大な事業の中で、北海道が本当は出してくれるという協定があるのに、小樽市が負担しているわけですけれども、非常に大きな負担になっていくのではないかなというふうに思うのです。ちなみにほかの自治体の負担金の割合は、どういふふうになっているのか、教えてほしいのですが。

(水道)整備推進課長

出資金、負担金といろいろあるのですけれども、まずダムに対する負担割合ですけれども、小樽市が3.10パーセント、札幌市が47.78パーセント、石狩市が20.11パーセント、それから当別町は9.01パーセント、北海道が20パー

セントとなっております。

それから、水道施設につきましては、水量割合だけでなく、布設割合でも見ますので、多少変わっていますけれども、小樽市が4.08パーセント、札幌市が50.08パーセント、石狩市が20.85パーセント、当別町は4.99パーセント、北海道が20.0パーセントとなっております。

新谷委員

小樽市の負担割合というふうに聞いたのですけれども、実際には幾ら負担しているのか、金額でちょっと教えてほしいのですが。

(水道)整備推進課長

小樽市の総負担額というのは、今のところ9億6,800万円となっておりますけれども、平成17年度までに2億5,500万円を支払済みでございます。そのうち、15年度までは100パーセント北海道からの補助金で支払っておりまして、16年度、17年度と小樽市が3分の1を負担しておりますので、小樽市としては今のところ2,100万円を支出しております。

新谷委員

この企業団は、当別ダムから水を引くという、その間は簡易水道でやっているということだと思っておりますけれども、簡易水道の負担というのも石狩開発(株)の破たんが増えていきます。今、簡易水道の起債残高は幾らなのですか。

(水道)総務課長

平成17年度末の簡易水道事業の起債の残高につきましては、元金で9億6,983万1,000円となっております。

新谷委員

それだけの起債残高がある。そして、この石狩西部広域水道企業団の事業費の負担もしていかなければならないということです。経済部に聞きましたら、石狩開発(株)が石狩湾新港の土地を売り出したころ、当初面積の小樽市域分は、44.8パーセントしか分譲されていないということでした。今、67社の立地があるのだけれども、37社しか操業していないということで、年内に操業しそうなところが4件ほどあるということなのですから、こういう石狩開発(株)の破たんに見られるように、思うように分譲が進んでいないということでは、この負担が小樽市にとっても大きいものだと思うのです。当初計画したダムの水量だとか、それから700億円を超す事業費だとか、そういうのから見たら、実際に使う方が、札幌市は人口が増えているかもしれませんが、小樽市の場合は減っているという中で、この財政が厳しい、厳しいという中で負担が大きいわけですから、約束どおり北海道に払ってもらうように、何回も言いますが、本当に努力してほしいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

水道局長

この問題につきましては、以前にも建設常任委員会で申し上げましたとおり、平成16年度から、2対1で小樽市の割合が決まっています。応益等でまだ減になるわけですが、2対1というのは北海道と小樽市でもうこれらは確定済みですから、今は文書を精査して、そしてきちんとしているという段階でございますので、今後につきましては、少しでも小樽市の負担が増えないようにする努力は必要だと思うのですが、今、委員のおっしゃるとおり、2対1の割合をまたゼロにするという話にはなかなかならないと考えております。

新谷委員

そうは言っても、最初の協定が生きていたということでしたから、やはりそれは負担が少ないように頑張っていたかかないと、小樽市にとってはその事業が本当に過大な事業であるのではないかと問題もありますから、聞くところによりますと、道の方がもっと出せと言う中で、担当しているのは企画政策室ですが、そこが頑張ってくれているので、それでおさまっているという話も聞きますけれども、しかしとにかく北海道が最初のその協定を守るように、それを忘れないでやってもらいたいというふうに思うのです。

水道局長

昭和55年度から私はずっと担当していきまして、古い話なのですが、基本的なスタイルは今、委員のおっしゃったとおりでございます。しかしながら北海道、小樽市もそうですが、親負担である石狩開発(株)が破たんした現状を見ますと、スキームが全く変わってしまったわけですから、2対1の割合でこのままでいくのではないかと思います。そういう中で、我々がやらなければいけないのは、道の人事が激しいものですから、やはり基本的なそのスキームをしっかりと道の方にも認識させる努力が必要でないかと考えております。

新谷委員

またこの問題については、再度、別な場所で質問していきたいと思っております。

樹木の枝払いについて

次に、樹木の枝払い、伐採について伺います。今日の風で被害は出ているのでしょうか。

(建設)維持課長

今日、標識も入れまして、大体10件ぐらいの倒木の被害が出ている状況です。

新谷委員

それによって、停電だとか、そういうことはないのですか。

(建設)維持課長

そういう報告はありません。

新谷委員

住民からのいろいろな要望なり、苦情なり、私たちも受けるわけですが、住宅地のそばにある公園、その樹木が伸びて、町会とか、公園愛護会から要望を出して、枝払いなどをしてもらっているという話も聞いているのですが、その場合、樹木の枝払いや伐採の基準はあるのでしょうか。

(建設)維持課長

公園の樹木に関しましては、せん定基準というのは設けておりません。パトロール及び住民からの苦情や要望、そういうものによって、現地を見て対処してまいります。

新谷委員

枝払いは時々してもらっているようですが、木ですから、生き物なので、どんどん伸びていきます。その中で、今日はたまたま台風被害で停電等はなかったということなのですが、一昨年、台風被害で樹木が折れて停電が起きたり、あるいは危険だったということで被害があったわけですが、住民の皆さんは枝払いもいいのだけれども、伸びないように芽を摘むとか、思い切ってそういうことができないだろうかというような話があるのです。その件については、切れれば反発して伸びる木もありそうですけれども、何度も枝払いをしないで済むのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

(建設)維持課長

上の方をとめると、それは木によってはとまるのですけれども、今度、枝張りが大きくなりまして、そのせん定の回数が多くなるというようなこともありますので、なかなかとめればよいというような状況でもないと思われま

す。

新谷委員

そうしたら、芽を摘むことはしないということなのですか。

(建設)維持課長

そういうことではなくて、やはり悪さをするような木であれば、木は生き物ですから、ぶつぶつと切るというわけにもいきませんので、その状況を見まして、私どもの方で判断して対処していきたいと考えております。

新谷委員

そうしたら、その場合の町会なり、住民なりの要望で、市が判断をして枝払い、あるいは芽を摘んでいくということはやってもらえるということでもいいですね。

(建設)維持課長

今までも、住民の方が立ち会ってやっている箇所も何か所かございます。だから、今後とも、あまりたくさん来られますと、我々も予算というものがありますので、住民の方から要望等が来ましたら、本当にそれをしなければいけないかというのは私どもの方で判断させていただいて、それは住民の方に説明していきたいと思っております。

新谷委員

維持課の方ではそういうことです。

では、住宅課に聞きたいのですけれども、住宅の用地で、具体的に言いますと、新光E団地、あそこは住宅の敷地内というよりも、朝里川公園の横の住宅課が管理している土地に木があって、すごく大きくなりすぎて、住宅に入っていない近所の人たちが倒木を心配しているのですが、維持課の方ではそういうような必要に応じて、場合によっては枝払いなりをするということなのですけれども、住宅課はどうなのでしょう。

(建設)建築住宅課長

新光E団地の樹木に関しまして、今年の夏前に住民の方々からお話がありまして、私どもで現地の方に行きまして見せていただいて対応しました。ちょうど朝里川公園に面した土地が、市営住宅の土地に一部入りまして、かなり大きな木なのですけれども、その際に、いろいろ聞きましたら、落ち葉が自分のうちの前にたまるので、その清掃をするのが大変で、ごみ袋も自分で買っているというお話でした。それは町会長を通じ、環境部も含めて相談に行きまして、建設部で対応したところなのですけれども、基本的に市営住宅には積極的にお金をかけて樹木を植えたりもするのですけれども、環境的に緑というものは、潤いという面で必要だと考えております。ただ一方、そうした市営住宅に住まわれていない近隣の住宅の方は、そういったお話は新光E団地以外でも時々あるのは同じなのですけれども、それはその都度話しをさせていただきながら、先ほど維持課長が申し上げたような形では対応しておりますけれども、新光E団地に関しましては、すぐせん定するとかということではなく、もう一度秋の落ち葉のときに現地を確認して対応させていただくということですので、そういう中で地域住民の方と話しをしていきたいと考えております。

新谷委員

今、課長の方から近隣と話をしているということなのですけれども、実際には課長がおっしゃったように、住宅とは関係のない住民が毎年落ち葉によって非常に大変な思いをしているのだと、年もとってきて集めるのさえも大変になってきているという中で、どうやったらいいのか、その辺を再検討していかなければならないと思いますが、枝払いについてはいかがですか。

(建設)建築住宅課長

基本的には、個別に対応するというような形で、やはりその枝がだんだん下がってきて、通行する人とか車、電線等の妨げになるとか、その程度はなかなか数字では表せないのですけれども、常識的に判断して、やはり近隣の方が不便になるような場合は対応していきたいと考えております。

新谷委員

除排雪について

それでは次に、今年の除雪体制について伺います。今年は四つのステーションを六つに分けるということですが、予算的にはどうなのでしょう。予算を増やすのかどうか教えてください。

(建設)雪対策課長

委員がおっしゃいましたように、除雪ステーションを4ステーションから6ステーションにするということで、

経費的には増える部分がございます。約3,000万円強が増える状況になりますが、それにつきましては、現計予算の中で対応していきたいと考えております。

新谷委員

去年は物すごくたくさん雪で、本当に苦労したわけですが、民間の請け負っている業者の方も本当に苦労されていたのですが、いざ排雪しようと思っても、ダンプがなくて思うようにいかないのだという話を聞いていましたけれども、今年は大丈夫なのでしょう。

(建設) 雪対策課長

排雪に関するダンプの不足ということですが、この件につきましては、今いろいろと各道路管理者と調整を行っております。排雪をする時期なのですが、道路の雪山がピークになった状態で、各道路管理者が一斉にスタートするため、そういう状況におきましては、ダンプの数は限られていますので、足りなくなるということもあります。国道5号につきましては、ある程度国が決めるものですから、たい雪スペースも確保されております。また、市道につきましては、そういうスペースより若干下回る車道幅員になっておりますので、何とか排雪を早期に、各道路管理者がやる前にできないかということで調整を図っております。

新谷委員

それを聞いて少し安心しました。昨年もこの質問をしたのですが、昨年は本当にバス路線は、第1種になっていますけれども、国道と比べてかなりの差があって、車道の両側に高く雪が積まれて大人の姿も見えないということで、一番心配されたのは子供たちの姿が見えないということで、子供の身の安全を守るという点でも、この雪山を早くなくしてほしいということで質問したのですが、答えがあまり積極的ではなくて、パトロールの中で把握してその処理に努めたいということでしたので、その点では今年は一歩前進なのではないかと思いますが、この排雪の基準というのは、今、特別にはないのでしょうか。

(建設) 雪対策課長

小樽市は地域総合除雪になって、除雪業務、排雪業務、その他砂まき業務などを委託しております。それらの業務に伴って、各種の方策がとられておまして、バス路線であれば第1種路線で、この路線につきましては、大型車両に必要な2車線の確保が困難とされ、雪山がおおむね2メートルを超えた場合、市と協議をして排雪するという条件になっています。また、交差点部におきましても、視界が悪いだとかそういう状況につきましては、局部的な排雪を行うことで契約を結んでおります。

新谷委員

2メートルという基準もあるのですか。2メートルだと、本当にそんなに背の高い日本人はあまりいないですよ。本当に、全然雪山で見えないということで、やはりすごい心配されていたのです。その基準をもう少し下げることがあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(建設) 雪対策課長

この2メートルにつきましても、いろいろ議論があると思いますけれども、他都市の基準を見ると、同じくおおむね2メートルになっております。また、一律路線的に2メートルを下回る状況で排雪をするということになれば、路線の計画的な排雪だとかを伴ってきますので、当面は交差点でいわゆる視認確保だとか、児童が確認できるような雪山処理を行うよう対応していきたいと考えております。

新谷委員

ちょっと聞き取れなかったのですが、一律に何とおっしゃったのですか。

(建設) 雪対策課長

一律という意味は、路線がありまして、全部が2メートルとなったときに排雪をするという意味ではなくて、2メートルに達しないときに、局部的に交差点だとか、そういう部分を子供が見える、運転者からも見ると、そう

いう状況の中で局部排雪を行って、排雪時期まで対応していきたいと考えています。

新谷委員

それはそうしていただきたいと思うのですけれども、しかし第 1 種でバス路線というのはそんなにないですね。ですから、やはり公共交通路線はもう少しスムーズに運行できるように、また、子供の姿が隠れないように、ほかはどうなのかという問題もあるかもしれませんが、やはり部分的ではなく、もっと平均的に高さを下げることが必要だと思うのです。再度いかがですか。

(建設) 雪対策課長

第 1 種バス路線につきましては、そんなに延長がないと委員もおっしゃっておりますけれども、第 1 ステーションにおきましては 34.8 キロメートル、第 2 ステーションにおきましては 43.5 キロメートル、第 3 ステーションにつきましては 8.4 キロメートル、第 4 ステーションにつきましては 13.4 キロメートルがありまして、少ないとはいえ、これだけの路線延長を抱えております。これを一律に同じ経費でということですが、これにつきましては、市の排雪の第 1 種路線を優先して、第 1 種、第 2 種、第 3 種ということでやっておりますので、先ほど私が説明した中でも、各道路管理者の調整の中で、優先的に第 1 種路線から始めたいと考えています。

新谷委員

排雪の時期を少し早めてということでしたので、高く見えにくいというのに、その基準が 2 メートルだということではまだ納得ができませんけれども、とにかく安全第一という考え方で進めていただきたいと思います。

継続審査中の陳情について

次に、陳情について伺いたいのですが、建設常任委員会に付託されている陳情がたくさんあるのですけれども、陳情第 11 号市道桜 17 号線の除排雪方について、それから、陳情第 80 号桂岡 1 号幹線における桂岡大通線より上方の冬期歩道確保方について。それからあとロードヒーティングの陳情が 5 本出ていますけれども、この陳情が出されているということは、やはり地域の方々が困っているから、こうやって出されているわけですが、議会では採択はされず、継続審議のままとなっていますけれども、住民の生活を守るという点で、市としてこれらの出ているものに対して、どのような対応してきたのか、あるいは改善している点などについて説明していただきたい。

建設部長

市議会の陳情については、真しに受け止めて対応していきたいという姿勢は変わっておりません。例えば今、委員から御指摘のあった桂岡の歩道の関係についても、建設常任委員の方々に現地に足を運んでいただいて現状をもらいいただきながら対応するという形をとらせていただきました。当然、市内各所の歩道に除雪が入れば一番いいのだけれども、歩行量とか、車両の交通量とか、そういったものを総合的に勘案し、安全確保の優先順位をつけて対応していくというのが実情でございます。限られた予算の中で割り振りせざるを得ない状況がありますので、その辺については御理解をいただきたいというふうに考えております。

新谷委員

市道桜 17 号線の除排雪はどうですか。

建設部長

今、歩道の話に限定しましたが、他の一般道路においても、当然危険度といいましょうか、交通量などを把握した中で、施工順位を決めていかざるを得ない状況にあることについては、歩道と同じでございますので、その辺についても御理解いただきたいと思います。

建設部 技術担当 関野次長

市道桜 17 号線は前回も話しましたが、これについては当時現地の視察等を行っているのですけれども、非常に道路の狭いところで、除雪機が入れず通常我々が作業している除雪の作業の中では雪押し場の確保などがなかなかできない路線ということ。現況も見させていただきましたので御承知かと思っておりますけれども、そういうよう

な状況でなかなか我々も検討した中では、今すぐの対応については難しいというふうに思われます。

新谷委員

ロードヒーティングはどうですか。

建設部 技術担当 関野次長

引き続き、ロードヒーティングについては、陳情の中でも 8 か所ほど上がっております。ロードヒーティングについての要望箇所につきましては、我々も今までずっと第 1 期、第 2 期ロードヒーティング整備計画を行ってきている中では、道路の構造、こう配とか幅員、さらには交通量、道路の沿道、そのようなものを加味して選定して、ロードヒーティングの整備をしてきた経緯があります。今回、陳情に上がっているところについては、現在整備している部分の中では、利用度というのですか、交通量についてはやはり少なく、設置するには費用がかかるということと、建設コストのほかにもまた維持管理費などがかかるということで、費用対効果ということでなかなか設置しづらいということがありまして、現在ではロードヒーティングの更新事業等を考えると、このままどんどんロードヒーティングを延ばすということができない状況であります。

その中で、我々の方では現在、砂まき車で砂をまけるところについてはまいてありますし、まけないところにつきましては、砂箱を設置したり、地域住民の方にも砂まきの協力をお願いしたり、さらには我々の方で昨年ペットボトルに砂を入れて、市の施設等に置いて、それを地域住民の方にお持ちいただいてまいりたくというような、そのような試みをやっております。交通量の少ないところにつきましては、地域住民の方と一緒に、路面对策など、そういうものを今後続けていきたいと思っております。

新谷委員

ロードヒーティングについては、もうかねがね予算がないからできないということですが、滑らないようにしてもらいたいということでこういう要望が出ていて、それに対して砂まきをして対応をしているということで、実際には砂まきを常時してくれているので滑らなくなったと感謝している住民もその地域にあります。ですから、せめてロードヒーティングができないのであれば、砂まきなどで対応していただきたい。今、対応していると思うのですけれども、そうしてもらいたいと思っております。あと、部長が御理解願いますと言うのですけれども、上位計画である総合計画の中では、冬でも安心、快適な冬の暮らしをできるようにするということがきちんとうたわれているのですから、その辺、御理解願いますだけでは住民には納得してもらえないと思っておりますし、実際に桂岡の話聞きますと、車道はかなり長い坂道ですから、特に除雪車が入った後はつるつると滑りますので、それで足をとられてけがをしたとか、そういう人がいるということで、何とかしてもらいたい、歩道は広いのに何で除雪ができないのかという、そういうことですから、市民の冬の暮らしを安全に快適に過ごさせるというためには、やはりそういうようなことは少しでもそれに近づけるようにしていただかないと、総合計画とは一体何ぞやということになりますので、その辺でどうですか。この中で、できるところもあるのではないですか。

建設部長

トータルの除雪費については、平成17年度と平成18年度の当初予算の比較をしますと、約4,000万円ほど純除雪費の方が増えている状況にあります。そういう中で、市民ニーズが非常に変わってきているのです。例えば、貸出しダンプに対する要請は非常に急ピッチで出てきて、その対応に費用がかかります。さらには、市民の方々の自費でされる除雪、排雪の末端は、市の雪処理場に入ってきます。そういった雪処理場の費用といった形で、目に見えない費用がどんどん増大をしていく状況にあるわけです。そういった中で、ある程度予算を増額しながらも対応していますけれども、今、委員がおっしゃるように、すべて完ぺきにということについては、なかなか実施できないということでは、御理解いただきたいというふうに答弁申し上げたところですので、所管部としては、財政部の方に増額要請は当然してまいりたいと思っておりますけれども、ただ、現状の市の財政状況も所管部としても判断しなければならぬところでありますので、そういった意味で重ねてですけれども、御理解いただきたいということでござい

ます。

新谷委員

これで最後になりますけれども、すべてこのとおり、陳情されているように要望を実現しなさいということではありません。ただ、それに近づけるということが大事だと思うのです。それで、この中で陳情が出ているわけですが、例えばロードヒーティングにできない部分は砂まきをして対応して滑らないようにしています。そういうことで対応をしているのだから、その除排雪の問題、それから歩道確保などもどうやったらできるのか、そういう面も検討しないで、ただお金がないからとかというのはおかしいと思うのです。

建設部長

全く検討をしていないということではなく、例えば今回、4ステーションを6ステーションに、費用増になるのだけれども改革しようとか、今日、さまざまな個別の変更事項については説明できませんけれども、今14項目の変更について検討している状況なのです。ですから、一步一步確実にできるものを優先してやっていこうという姿勢ですので、この内容については、近い段階で説明できるようにしたいと方法を考えていますので、そのときにいま一度説明申し上げたいと思っています。

また、あと町会や住民との懇談会も数多くやってきておりますので、その中でもやはり市民の御意見を聞きながら、改良点は改良していくということですので、よろしくお願いします。

新谷委員

14項目の説明はいつあるのですか。

建設部長

今、庁内で最終議論をまとめつつありますので、そう遠くない時期に説明できると思っております。

新谷委員

なかなか歩み寄りというのは難しいようではございますけれども、先ほどから言っていますけれども、住民が安心して暮らせる、しかも小樽市は高齢化社会を迎えて高齢者が多くなっているわけですから、そういった点でできるだけ安心して過ごせるようなものをつくっていただきたいというふうに要望します。

台風13号による被害状況について

(建設)庶務課長

先ほどの台風13号による被害状況なのですが、補足説明させていただきたいと思えます。先ほどの木の倒木による停電がないと答えましたが、倒木以外で高圧線の断線により停電が銭函地区と幸地区、1か所ずつございました。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
松本委員

駅前第3ビル再開発について

第3ビルについて説明がありました。第2回定例会のときから計画について説明がありまして、今回、先月30日に都市計画審議会を経て、現在に至るまでの進ちょく状況を聞きました。あくまでもこれは、民間の事業ですので、これだけ進んできているということで、現地にプールを残してくれという多くの陳情は、物理的にも、もう無理だというふうに理解をしなければならぬのかというふうに思いますけれども、その点についていかがですか。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

再開発事業の中でプールを造成するということにつきましては、これまでも説明をさせていただいておりますけれども、プールを造成することにより、いわゆる物理的に難しいという部分で、プールという大きな重量のものが建物の上に乗るということに対するいろいろな面での技術的な部分等の問題、あるいはプールを導入することによ

ってトータルとして建設費が増えるというような部分等々資金的な面、そういった両面から、非常に厳しいということで、再度準備会の方から最終的にお話をいただきまして、それらも含めて市の内部でも市の財政状況など総合的に判断した結果、最終的に市としてもプール導入は困難であるということで判断をしたところでございます。

松本委員

第 2 回定例会のときに、第 3 ビルは来年の 5 月か 6 月には解体をするという説明がありましたけれども、それに変わりありませんか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

早ければ、来年 5 月、6 月に解体に着工したいという準備会の意向につきましては、今も変わっていない状況で、そのスケジュールを目指して、今、鋭意事業の詳細について検討をしているところでございます。

松本委員

そうすると、今の室内水泳プールはいつまで続けられるのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

申し訳ないのですが、最終的に教育部の所管になりまして、私どもははっきり今申し上げることはできませんが、間違いなくこの事業が確定をし、進めていき、来年 5 月、6 月の解体ということになりましたら、私どもの感覚では今年度いっぱいということで、おおむね 19 年 3 月末をめぐりに使用できなくなるのではないかというふうに思っておりますけれども、最終的には教育部の方の判断になると思っております。

松本委員

だから、あとは今度教育部ですけれども、室内水泳プール廃止後の対応策というのが、今日の総務常任委員会に資料で出ているのです。市長答弁では、緊急避難的に高島小学校温水プールを利用し、そして、新たなプールに関しては次期総合計画で位置づけるということですが、補正予算で高島小学校温水プールの水深などをいろいろ直さなければならぬ、1.3メートルを1.2メートルにするとか、いろいろあるでしょうけれども、平成18年度の補正予算要求というのが、トイレとか、水位とか、階段とか、水槽とかありますけれども、そのほかに駅前プールのろ過器等の交換というのが平成19年度当初予定と、こう書いてあるのですけれども、外壁補修とか、屋上防水とか、平成19年で壊すところの予算を要求するのでしょうか。これは、どういう意味ですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

この平成19年度当初要求という部分につきましては、2点ほど、駅前プールのろ過器等交換ということと外壁、屋上防水ということで上がっておりますが、この部分につきましては、第3ビルが閉鎖されるということですが、実は平成12年から14年にかけて駅前プールの改修をした中で、まだまだ使える機器、ろ過器も含めた機器等がございますので、これにつきましては解体した後、高島小学校温水プールに再度使いたいということで、来年度の時期を見て要求するというふうに、教育部の方から聞いております。

松本委員

そういう説明を聞いてわかりましたけれども、この書き方とちょっと誤解を招きますね。これは総務常任委員会の資料だから、総務常任委員会で、今、議論をしていると思いますので、室内水泳プールに関しては、陳情が上がって総務常任委員会に付託になっておりますので、そちらに任せたいと思います。

それで、ビジネスホテルについてですが、(株)共立メンテナンスのドリーミンが今度苫小牧にできるということで、全国で20館、札幌2館、函館1館、営業しているのですけれども、今後、釧路、北見、函館市に建てるという情報ですけれども、小樽がそこに入っていないのですけれども、第3ビルからはやめたのですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

第3ビルからやめたということではなくて、今、第3ビルの状況としては、鋭意事業の実現に向けて検討をしているということで、一つにはまだ事業が100パーセント確定をしていないということがあると思っております。それと、

もう一つは、ほかの都市で今回記事になった部分につきましては、(株)共立メンテナンス自体が、単独でホテル展開をするという事業でありまして、今回、再開発という複合的なビルの一つのテナントとして、(株)共立メンテナンスが入るということですから、その事業形態が大きく違うという、この 2 点があると思っております。

松本委員

改正中心市街地活性化法について

それでは、質問を変えまして、本年 8 月 22 日に改正中心市街地活性化法が施行になりましたけれども、この改正の趣旨というのを説明してください。

(建設)まちづくり推進課長

今回、いわゆるまちづくり三法の中の中心市街地活性化法が改正になったところでございます。この全体的な改正の趣旨というものののですけれども、従来、中心市街地活性化法もございました。しかしながら、商業の活性化という面では一定程度の効果があったのですけれども、大きなまちづくりという観点では、郊外に大型店が出店されたり、そういった中で中心市街地がなかなか活性化に結びついていかなかったという一つの反省点がございまして、今回は中心市街地活性化法、都市計画法、こういったものをあわせていわゆるコンパクトなまちづくりを進めるために改正になったというふうに理解をしております。

松本委員

コンパクトなまちづくり、コンパクトシティと今言われていますけれども、これでいくと病院の建替えや共同住宅の建設だとか、何でもかんでも中心市街地に持っていけばコンパクトシティになるのだというふうに思われがちなのですけれども、コンパクトシティというのはどういうものなのかということをお教えください。

(建設)まちづくり推進課長

いわゆるコンパクトシティ、あるいはコンパクトなまちづくりの概念ということでございますけれども、先ほど中心市街地活性化法の改正の趣旨のときも申し上げましたけれども、従来いろいろな法律をつくったのですけれども、いわゆる郊外、特に市街地調整区域でなかなか大型店なり大型施設の立地規制ができなかったのが一つあります。こういったことが今回の改正趣旨だというふうに申し上げましたけれども、その反対概念としてコンパクトシティという考えが出てきました。いろいろな公共施設等も含めて中心市街地にという考え方がいま一つあることは事実でございます。もう一つは、公共施設も含めて、いろいろな施設の適正立地という観点があるかというふうに思っております。ですから、今回のコンパクトシティの概念というのは、大きく言うと、どんどん市街地が拡大していくのを規制するということと、いろいろな施設については中心市街地も含めて適正に立地をさせる、そういった中で都市の拡大を防いでいこうと、こういったことがコンパクトシティの考え方であろうというふうに思っております。ですから、すべてを中心市街地あるいは中心部に持っていこうという考え方ではないというふうには考えております。

建設部長

若干補足しますけれども、国も、道も、今そういった方向性を示していますけれども、その根幹はその地域の特性を生かしたまちづくりが必要だというのが前提条件になるのです。それをどうも主張しないでコンパクトシティというと、中心市街地に何でもかんでも持っていくという話になってしまうのです。小樽のように、蘭島から銭函という細長い都市の中で、要はコンパクトシティの概念の一つにある、歩いてそういった公共施設に行けるエリアをつくるという話になったときに、まず中心市街地にすべてあった場合に、では蘭島をどうするのか、銭函をどうするのかという話ですから、当然地域に合った、かつそういった地形だとか、その地域の力などを考える中で、国なり道の示している方向性のものを当てはめなさいということですから、例えば小樽の中心市街地は中心市街地活性化法では 210 ヘクタールだから、その中に何でもかんでも入れるという話にならないと思うのです。特に、その 210 ヘクタールの中で建物がもう密集していますから、それを全部取っ払って公共施設という話はむちゃな話ですから、

先ほど冒頭で話しましたように、地域の特性をどう生かすかというところを視点に入れていったというふうに考えます。

松本委員

特に、小樽は東西に長いわけだから、公共施設の適正配置というのがあるかと思うのです。住民は行政サービスを平等に受ける権利があるわけですから、特別なところだけが手厚くというわけにはいかないと思います。そういう面をここできちんと確認しておかないと、今後の総合計画にそういう面も入っていくというふうに思いますので、聞いたわけです。

それで、北海道経済産業局に各自治体からこの改正法がよくわからないということで、非常に問い合わせが多いということです。周知のためセミナーを開くとかやっていますけれども、小樽でも勉強会を何日か前にやったようですけれども、だれか出席した人がいましたら、報告してください。

(建設)まちづくり推進課長

中心市街地活性化法も含めて三法の改正がなかなか概念的にはわかりにくいというような内容で、我々もいろいろ勉強しましたけれども、細かいところは実はこれから国の方でもいろいろなものを示していくという段階にあるので、非常にわかりにくい状況がたくさんあります。それで、実は中小企業基盤整備機構の事業を導入いたしまして、先般、先週の金曜日ですけれども、これからの中心市街地活性化に向けての基本的な考え方、どんなことをやるべきかということをお京の方から講師を呼んでいただいて、いろいろな先進事例だとか、外国の事例も含めて勉強会を開催したところです。小樽商工会議所、それから建設部、経済部も含めて出席をして、これからのまちづくり計画の改正に向けて勉強しているといったところです。

松本委員

改正中心市街地活性化法の中で、中心市街地活性化協議会が必要だということになっていますけれども、これはどういうメンバーで、どういう組織をつくるのですか。

(建設)まちづくり推進課長

中心市街地活性化法の改正のこれが一つの目玉になっているのですが、従来こういったものはつくるということになっていませんでした。今回、法律的に必要だということになりました。この構成メンバーというのは、一つは商業の代表ということで商工会議所、もう一つはまちづくりの代表ということで、第三セクターのまちづくり会社、イメージとしてはそういったもの、あるいはNPOでもいいのですけれども、そういったまちづくりをする団体、その二つで軸となって協議会をつくり、そこに市なりあるいはほかのいろいろな関係者が入って、商業、それからまちづくりについて協議をし、計画をつくる場が法定となりました。今後、小樽市もこれから進めていくために、この協議会をつくっていく必要があるというふうに認識しております。

松本委員

この中心市街地活性化法による措置の対象となる中心市街地の要件というのがあるのですけれども、どんなものがあげられますか。

(建設)まちづくり推進課長

三つあったと思うのですが、一つ目は集積要件と、二つ目は衰退要件と、三つ目は都市機能の増進です。中心市街地ということで、単に中心だけではなくて、衰退をしているというこの部分が非常に一つの要件としては重要なのだというふうに思います。

松本委員

稚内や帯広や北見、滝川市などは、基本計画作成を検討していますけれども、小樽の検討状況はどうなっていますか。

建設部長

協議会のありようについては、今、国の方向性なりを確認している状況の中で、まず一義的に、庁内の関係部が集まって、小樽市の取組の方向性、進め方について大至急検討をするように、市長の指示も出ておりますので、できるだけ早い段階でまず庁内の検討会議を開き、それをもって国の方向性を確認しながら、各関係団体と接触を持って、早い段階で基本計画をつくれるような体制をつくりたいというふうに考えております。

松本委員

耐震構造問題について

それではもう一つ、耐震構造の浅沼元 2 級建築士の刑事告発を札幌市も小樽市も断念をした。この経緯についてお願いします。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

浅沼建築士は、実は直接の設計ではありませんで、浅沼建築士の上には鹿島建設(株)が設計していたという報告がありまして、鹿島建設(株)の下請ということで、さらに表面には出ていない設計事務所がありまして、その設計事務所から孫請的に浅沼建築士が構造計算を行ったという構図になっておりまして、元請と浅沼建築士のかかわり方が明確に書類上ですとか、文書上にきちんとした証明が一つは出されていない。それと、彼自身は犯罪性のことについて、非常に自分はそういう犯罪性を持ってやっているのではなく、自分の理念というふうに言っています。これは社会一般的には非常に間違った理念ではございますけれども、彼は彼なりの信念に基づいてやったことであって、犯罪ではないということ、それらを含めまして、犯罪の立証ということを行って告発するということには、行政的には限界があるということです。私どもは証拠集めなり、彼を尋問したりということができませんので、それらを含めまして告発は困難であろうという判断をしたということでございます。

松本委員

あの事件が発覚してからちょうど半年になるので、昨日ようやく小樽市も許可を出して、今日から耐震補強工事に入るようですけれども、この半年間の検討状況を教えてください。

(建設) 建築指導課長

これまでの経緯について説明をいたします。本年 4 月 17 日にこの事件が発覚いたしまして、鹿島建設(株)から小樽市に報告がありました。4 月 18 日にプレス発表したところですが、5 月 1 日、先ほど主幹の方から申しました浅沼建築士の事情聴取などを行ってまいりました。鹿島建設(株)から、こういった構造強度不足ということがありましたが、小樽市でもその再計算をする必要があるということで、日本建築技術者協会の北海道支部に再計算を委託したところでございます。その結果、構造不足が判明いたしましたことから、6 月 1 日に鹿島建設(株)札幌支店から本市へ是正計画書が提出されております。本市ではその翌日に、財団法人日本建築防災協会に設置されております違反是正計画審議会にその是正計画書を示し、助言を求めまして、8 月 22 日、当該建築計画に基づく是正を行った建築物の耐震性能は、建築基準で要求している耐震性を満たしているという報告を受けております。これを受けまして、本市で最終的な審査を行った結果、昨日現在、この是正計画に基づいて耐震工事を行うようにということで通知をしたところでございます。

前田委員

未整備道路の整備について

陳情に関連して、伺います。私ども自民党では、毎年正月早々ですけれども、市長の方に重要事項の施策ということで何点が申し入れてあります。その中の一つに、未整備道路の整備という文言が入っておりますけれども、この建設常任委員会に付託されている陳情の中身を見ますと、まさしくほとんどが道路に関連したことばかりなのですね。それで、この中の番号で言うと陳情第 10 号、第 11 号、これは私の住む桜町のことなのですが、市道桜 18 号線、

市道桜17号線について陳情が出ております。

まず初めに、これらの陳情の趣旨を1件ずつ説明してください。

建設部 技術担当 関野次長

桜町の部分ですけれども、場所的には陳情第10号、第11号、第14号がありますが、まず陳情第10号は市道桜18号線の部分についてで、この地先の方が陳情者です。この方が、「私が毎日通行する桜18号線は、地域住民が毎日使用する生活道路で、毎日冬期間小型ロータリ車が一、二回ずつ入ってきます。しかし、同道路の幅員は4メートルの道路ですが、実際に使用できる道路は3メートルしかありません。最近、同道路の花壇、雑木林が宅地造成され、のり面も含め整備し、住宅も建設されました。このことから、冬期間などを含め、同道路から雪などの転落も心配されますので、実情を御賢察の上、一日も早く幅員確保並びに整備していただきますよう陳情いたします」ということです。

次に、陳情第11号は、市道桜17号線の除排雪方についてですが、これについても、地先の方からの陳情でございまして、「私が毎日通行する桜17号線は、地域住民が毎日使用する生活道路です。毎日冬期間、沿道住民で除雪を行ってまいりました。しかし、最近は高齢者が多くなり、除雪作業が重労働となっております。ぜひ実情を御賢察の上、本年度内に除排雪路線に組み入れていただきますよう陳情いたします」ということになっております。

前田委員

陳情第10号と第11号について聞きました。口頭で聞きましたけれども、図面ではどういう道路になっているのですか。幅員やこう配も示してください。

建設部 技術担当 関野次長

我々が管理している道路図面なのですけれども、桜町については、区画整理事業を行ったため用地図に道路区域が入っています。その中では、この辺はその道路の区域だけが示されていて、今手元に資料がないので、詳しくは説明できないのですけれども、のり面の部分も含めて用地境界だけを示しております。実際に何メートルというのは今わからないのですけれども、道路幅は4メートルより、のり面も含めた形での幅でしたので、もう少しあったように記憶しています。

前田委員

これは、平成15年に出たということになっていますけれども、ずっと継続審査なのです。どういう過程でここまで来ているか、わかっていますか。

建設部 技術担当 関野次長

市道桜18号線につきましては、臨時市道整備事業ではありませんけれども、維持工事の中でちょうど陳情箇所である道路の一部を整備した経緯がございます。その整備は、市道桜18号線につきましては、のり面のところになりさくがございまして、さくが老朽化しているということで、そのさくも含めて一部区間を直すという整備を行ったということがございます。

市道桜17号線につきましては、先ほども話しましたけれども、非常に道路の狭いところで、下の方に駐車場等がございまして、なかなか雪を押し場所がないということで、整備ということではなく、これは除雪なのですけれども、除雪をする対応は今現在持っている機械の中では押し出しきれないというのですか、ほとんど4メートル幅ぐらいしか現在幅がないものですから、難しいということです。

前田委員

これは、平成7年、平成11年、最後に平成15年と、もう約12年近く連続して桜町から出てきている陳情だと思うのですけれども、言わんとすることは、いまだに改善は何の1点もないということなのですよ。それで、幅員が図面上はあるのだけれども、現場へ行ったら2メートルそこそこという感じで、普通車がやっと通れるぐらいだから、実際本当に除雪車が入って排雪するといっても落差ものりこう配もあって大変な状況で、危険も伴います。そのよ

うなところなので、実際は難しいと思うけれども、もう12年もたつただけけれども、何ら手もつけられていないということが現実なのです。だから、これはやはりどこかの時点で継続工事になっても構わないけれども、手をつけて5年かかろうが10年かかろうが、やらないと結果的には一生何百年たっても、除雪機械なんて入らないことになるのだと思うのです。だから、未整備道路というのは小樽市にはたくさんあるのだろうけれども、やはり陳情が出てきているというのは、それだけの熱意というか、それだけの気持ちになっているわけですから、こういうことにやはりこたえていかなければならないというふうに考えたときに、やはり今述べましたように、手をつけなかったら進まないわけだから、結果的にはこれも12年もかかって、こうやってずっと継続してきている。確かに先ほど中心市街地の話も出ましたし、東西に細長いという小樽市の土地条件が当然ありますし、ゆえにやはりこういった中心市街地でないところの要望もたくさん出てきているわけです。だから、どこか一遍にできなくても、一回の工事で全部完了しないにしても、やはり地域の人に希望を、3年後に完成するなり、5年後に完成するのだなというようなことを少しでも見せてあげないと、この辺に住んでいる方はお年寄りの方々が大半ですから、やはり希望を少し持たせて、長生きすれば完成を見るのかなというぐらいの行政も少しその積極性も必要ではないのかなと私は思っているのです。

建設部長

委員の御指摘の箇所というのは、実は市内各所にたくさんあります。そういった中で、道路拡幅については当然用地買収をして拡幅するという方法もあれば、もう一方、住民の方のある程度の協力で幅員を広げるという方法もあるわけです。そういう意味で、地域ごとに、ケース・バイ・ケースで解決できる方法もあると感ずる場合もありますので、そういった意味で今、陳情を出された方々の町会なりと、接触を持たせてもらって、どういうふうにいけるのか、いま一度検討したいと考えます。

ただ、除雪に関しては、限られた機械、大きさがあるものですから、狭い中に入っていけといっても、これは逆に危険な状況になりますので、それもやはり道路の拡幅という点もありますので、住民の方の協力を得られるのか。例えば電信柱その他ということであれば、北海道電力に依頼をして電柱の移設というようなこともあるでしょうから、その辺は地域に根差したケース・バイ・ケースの中で、住民というか、町会単位の方と協議をさせてもらえればというふうに思います。

前田委員

そうなのですね。それで、部長も今おっしゃいましたけれども、民地を購入しなければ幅員は確保できないとか、そういう場所もあるだろうし、図面上は市道として4メートルだとか十分にあるのだけれども、現実はどうなっていない。要するに、それなりの工事を伴いますけれども購入しなくても幅員は確保できる。だから、民地を買ってまでの工事でも当然必要でしょうけれども、それ以前に市の用地で十分間に合うような場合には、そういう工事をし、ある程度の幅員を確保するということができる方が、ある意味では先決なのかという考え方が一つとしてありますので、ぜひこの辺も少しずつ手をつけていかないと、永遠にこれは未整備道路ということになってしまいますので、私たち自民党も未整備道路の整備ということで市長に強く訴えていますので、この辺も少し酌み取っていただきたいと思います。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

---

斉藤（陽）委員

除排雪について

代表質問で、除排雪の結果について地域間格差というか、場所によっていいところと悪いところがあるということについて伺いました。質問した趣旨は、地域ごとのいろいろなニーズ、道路状況だとか地形、それから交通量あ

るいは降雪量、積雪深、そういった地域ごとの具体的な状況把握をして、それに応じた資機材、人員等を全市均一に張りつけるのではなくて、めり張りのある配置が必要なのではないかと趣旨で質問をしました。

そうしましたら、ステーションが四つから六つになるということなのですが、基本的にはステーションを増やせば何でもどうにかなるという話ではなくて、その前提にいろいろな状況把握といいますか、そういうシステムがあって、それから具体的な区域設定をして、ニーズをその区域ごとに、できるだけきめ細かい方がいいでしょうけれども、そんな無限に細かくできませんから、それが六つがいいのか、八つがいいのか、いろいろ考え方があると思いますが、そういう区域ごとにニーズを積み上げ、そういうニーズに従って、資機材や人員が張りついて、それで結果的にきめ細かい除排雪というのができ上がるものと考えます。

代表質問の前段の部分では、ステーションを細かく振るという考え方と、逆に全市一本で指揮系統を統一するという考え方があると述べましたが、後者はそこから出発して、地域ごとのきめ細かい除排雪というところにつながっていくと思うのですけれども、そういった物の考え方の部分で、今回の四つから六つという結論に至った考え方を説明いただければと思います。

(建設)雪対策課長

なぜ6ステーションに至ったかという理由でございますけれども、昨年度大雪だった状況の中、市に寄せられた要望・苦情が、総数で2,775件ございました。一昨年度と比べますと、1,000件以上多い状況になっております。ステーションごとに申し上げますと、北地域が1,024件、中央地域が540件、桜・望洋・新光地域が942件、銭函地域が269件となっております。そのほとんどが除雪依頼、除雪の苦情、排雪依頼となっており、これで約8割を占めております。一番多かった北地域につきましては、除雪路線でいきますと256キロメートル、また中心市街地を有する中央地区ですけれども、これにつきましては272キロメートルと、他の二つのステーションと比べますと、延長数が非常に多く、また面積も広いことから、昨年度の大雪時には苦情処理に時間がかかり、パトロールに要する時間が限られる状況から問題が出たものであります。この北地域と中央地域の2地域につきましては、細分化をして、パトロールの増強、またロータリ除雪車の適正配置、増強を行うことによって、早期の拡幅除雪及び排雪作業が可能となるように考えております。除雪要望がありましても、排雪をしなければ除雪のできない状況もありますので、まず、地域について細分化を図り、パトロールの増強をした中で、排雪計画を持って除雪をすることによって、その苦情の方も、80パーセントを超えます苦情がおおむね解決できるとまでいきませんが、減少させることができるのではないかと考えております。また、路線延長、作業によるロータリ除雪車の排雪につきましては現在検討中でございます。これにつきましては、もう少ししましたらお知らせできるかと思っております。

建設部長

先ほど委員から一括と細分化というお話があって、今、細分化の方は課長から話しました。一括というのは、意図的に一番初めに考えた案でございます。ではそのときに受入れ側のJVの体制として、そういった総合的な指揮命令系が即座にできるかという議論になりまして、なかなか難しい問題があって、それらの課題整理は時間がかかるということで、当面として細分化して執行しようということになりました。それで、ある程度ゾーンを決めていきますので、うまくいけば、今考えている総合的な一括発注も検討しやすくなるだろうということなので、全く総括、一括発注をあきらめたのではなくて、検討の過渡期というふうにとらまえたいと思っております。

斉藤(陽)委員

まずは、非常によくわかりました。

それともう一点、きめ細くなる分、経費は当然増えるということだと思っておりますが、多少増えてもこれはやらなければならないということで理解はするのですけれども、どのぐらいの経費増になるのでしょうか。

(建設)雪対策課長

ステーションを分割することによって、細分化されて経費の増額が考えられます。これにつきましては、試算を

しておりました、3,000万円強となる予定でございます。これにつきましても、先ほど部長から答弁がありましたけれども、除排雪業務委託料は昨年度と今年度と比べると約4,000万円の増額になっております。除雪費全体の金額は変わっていませんけれども、内容的には増額になっております。その部分で対応していきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

その3,000万円の内訳は、人件費の部分が増えるのでしょうか。機材をたくさん導入するということが、両方なのか、どうでしょうか。

（建設）雪対策課長

細分化による委託業務なものですから、1億円を超える大きな業務と1億円を下回る業務では経費比率が違います。小さくなれば経費比率が上がる、こういう状況が起こります。あと、ステーションを増やすわけでございますけれども、今、4ステーションございまして、これはあくまでも市の施設を使っております。あと2ステーションが増になれば、その分のプレハブ等の費用も考えています。あとロータリ除雪車の増強に伴う費用、これはリース等の費用ですけれども、それらのものも踏まえて約3,000万円増の状況になっております。

斉藤（陽）委員

それともう一点、代表質問のポイントの一つなのですけれども、いわゆる地域の除雪懇談会を、今年は例年より増やして夏と秋にやったということですが、秋の部分は、これから11月にやりますということでした。この箇所数は、夏も9か所、秋も9か所ということですが、この差し迫った、もういつ雪が降るかみたいな時期にやるわけですから、できればもう少し説明会を増やす考えはないですか。むやみに増やせばいいというものでもないです。9か所を最大倍ぐらいとか、十二、三か所にするとか、そのぐらいの強化策といいますか、きめ細かくするというような考えはありませんか。

（建設）雪対策課長

懇談会の回数ですけれども、昨年度は年1回、8会場を実施しております。今年度は夏に9会場、ここににつきましては、銭函地区と桂岡地区を分けた関係で、1会場増えております。秋につきましても、同じ9会場で実施する予定ですが、委員のおっしゃる細分化についてなのですけれども、今年度はより市民からの御意見を聞くということで回数を増やします。来る人につきましては、変わる可能性もありますけれども、変わらない可能性もあります。そういう面からいきますと、1回以上の意見は聞けるだろうと考えております。また、懇談会とは別に、小樽ハイヤー協会、北海道中央バス(株)との意見交換をやっておりまして、数多くの意見を集めたと思います。また、その会場を増やして懇談会の機会を増やすという部分につきましては、今年度行う秋の懇談会に町会等の懇談会の中で話をし、今後について細分化するの話を話し合いながら、模索していきたいと考えております。

斉藤（陽）委員

我々が除排雪の市民要望ということで現場に伺ったりしますと、実際に市民の方から聞く声というのは、本当に身近な地域の、この角の雪を持っていてもらいたいのだという、非常に本当にきめ細かい対応なのです。ですから、大きな単位でやってしまうと、なかなかそういう細かいところまできちんと聞いて対応するというのはいよいよ難しくなりますので、どこまで対応できるかという限界は当然あるのですけれども、できるだけ聞くチャンスを増やしていくというのは大事だと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

アスベストについて

次に、質問を変えまして、去年もちょうど今ごろの時期に伺ったアスベストの問題で、民間建築物に対するアンケート調査がありましたが、昨年の段階で2回、中間結果を伺ったのですが、道のアンケート調査ですので、それの小樽分といいますか、最終的に数字がどうなっているかというのを知らせていただきたい。

（建設）建築指導課長

民間建築物吹きつけアスベスト調査についてですが、この調査については、アスベストによる健康被害が社会問

題となったことなどから、国や北海道と共同で昨年 8 月より行っております。昨年度末、今年の 3 月時点ですが、まず昨年 8 月から 1 次調査といたしまして、昭和 31 年から平成元年までに施工されました木造以外の建築物で、延べ面積 500 平方メートル以上の建築物 648 棟の所有者に対しまして、その吹きつけアスベストの有無について調査を行ったところでございます。その回答ですが、65 棟について吹きつけアスベストが施工されておりました。2 次調査といたしまして、これら 65 棟を対象にその施工部位、面積、劣化状況などについて再度調査を行ったところでございます。その調査の結果、既に囲い込み、封じ込めなど、飛散防止をしているものもありました。あるいは、再度 65 棟のうち、調査をした結果、実はアスベストがなかったとか、あるいは解体済みであるとかという物件もありました。

斉藤（陽）委員

今ので、改修数と、それからアスベスト吹きつけ使用ありというのが 65 棟というのはわかったのですが、改修数、パーセント、それと使用の有無が不明というところもあったと思うのですが、そこはどうですか。

（建設）建築指導課長

まず、1 次調査の 648 棟に対して、回答のあったものは 510 件でございました。この割合は、78 パーセント程度になっていると思います。また、2 次調査の 65 棟に対して、改修されましたのは 50 棟でございました。おおむね 75 パーセントの改修でございます。

斉藤（陽）委員

不明は今言いましたか。前の説明のときに、不明というのも何かありましたよね。

（建設）建築指導課長

昨年、2 回報告申し上げていますが、それはあくまで 1 次調査に対する結果でございまして、今、集計しておりますのは 2 次調査についての結果でございます。65 棟のうち、回答がなかったものが 15 件ということでおよそ 2 割です。50 件の回答がありまして、その内訳は全体の 2 割が不使用あるいは解体済み、2 割が措置済あるいは措置予定、残りの 4 割ですが、これが今後は是正を求めていく件数ということになります。

斉藤（陽）委員

全体で、1 次調査では 648 棟が対象数で、510 件が回答があったということで、それが 78 パーセントの回答率ということなのですが、その 1 次調査の段階でまだ回答していないところが、ざっと 138 件ありますが、これらについてはまだ回答されていないということですね。

（建設）建築指導課長

3 月時点の結果でございましたが、現在、北海道からフォローアップ調査というものの依頼がございまして、それに基づいて、その未回収の部分について再度調査を行っているところでございます。

斉藤（陽）委員

非常に粘り強く調査されているということがわかるのですが、いろいろ調査されて、実際に、ではこれを小樽市としてどういうふうにご利用していくのか、北海道がどういうふうにご利用していくのが、まずあると思いますが、そこら辺を伺いたいと思います。

（建設）建築指導課長

北海道では、この調査を基にアスベスト台帳というものを作成しております。当然、未回答もありますので、これからも追跡調査を行ってまいります。この台帳に基づきまして、継続的な実態把握及び進行管理、こういったものを行う予定でございまして、また、その吹きつけアスベストのはく離、損傷があり、飛散するおそれのあるもので多数の者が利用するものにつきましては指導を強化していくという方針をとると聞いております。

斉藤（陽）委員

この結果というのは、こういう箇所がこういうふうになっていますというのは、小樽市にも通知は来ているので

すよね。

(建設)建築指導課長

現在のところ、小樽市から北海道へ報告しているのみでございまして、具体的にその表とか、そういったものは来ておりません。

斉藤(陽)委員

市から報告しているわけですから、市にもとがあるわけだから、わかるわけですよね。そうすると、それをもとにして、では小樽市でどういう取組ができるかということも当然あると思うのですが、現在、各建物の所有者等が自主的にいろいろな除去あるいは囲い込み、封じ込め等の対策を講じているところもあると思いますが、そういったことについて市としては把握されておりますか。

(建設)建築指導課長

小樽市といたしましては、これまで調査を行っていますので、これに基づいて回答のあったものについては把握しているところでございます。

斉藤(陽)委員

去年の建設常任委員会で私が質問しまして、建設部長に答弁いただいた部分があるのですが、その囲い込み工事等のことに関してなのですが、部長答弁で簡易な工事という話をされましたけれども、石綿障害予防規則の中で、要するに解体、改修しますということで、基本的にアスベスト部分に触れる工事については、労働基準監督署への報告義務がありますけれども、全くアスベストに触れない囲い込み工事をするのであれば、届出は要らないという形になっておりますという部長答弁があるのですが、この答弁を伺いますと、本来この石綿障害予防規則というのは、解体のときの規則なのですけれども、改修のときについてもアスベストに触れる部分があれば、労働基準監督署へ報告義務が生じるというふうに聞こえる部分があるのですが、そのように解釈してよろしいのでしょうか。

建設部長

要するに、解体をします、改修をしますというときには労働基準監督署へ報告義務がありますという点では、この改修というのは除去、直接アスベストに触れて、はがす行為をした場合には要ります。全くアスベストに触れない囲い込み、学校でやった二重天井をするときにはアスベストにさわりませんので、その当時の基準でいくと届出は要らないというふうに説明をしたつもりです。

補足しますと、今年改正になりまして、囲い込みであっても届出をすることにはなりましたけれども、その当時はまだいらなかったということでございます。

斉藤(陽)委員

ということは、その時点では必要なかったけれども、現状では、改正された規則の中では報告が必要だということになるわけですね。結果的に必要なのですけれども、そうしますと、実際に所有者の方がそういう工事を行っている場合に、囲い込み工事であっても、吹きつけの状態がもろい状態について結構飛散する場合があります。私は、実際その場所に行ったのですけれども、単なる普通の住宅なのです。住宅の居間の天井だとか、寝室の天井だとか、台所の天井だとか、そういったところが吹きつけの状態になっていて、照明器具の蛍光管とかを取り替えるような簡易な作業でも、ちょっと何かするとばらばらと天井からほこりのようなものが舞い落ちてくるというような状態で、その集合住宅ではあいた都度、そういう囲い込み工事というか、自主的に所有者の方がそういう天井に二重天井の工事をされているということなのですが、ただその工事の最中に、今年の夏、非常に暑かったこともあるのですけれども、窓を全部あけ放した状態でどんどん工事が進められているということで、近隣の方から大丈夫なのか、という声があったものですから、そういった部分についてはきちんとそういう報告なりがされて、市の方でも適切な指導がされるべきなのではないかというふうに感じたのですが、そこら辺はどうですか。

建設部長

実務の部分でありますけれども、基本的に改正になったのが本年 9 月 1 日ですので、その以前の部分については旧法になるのかと思います。ただ、問題なのは、今、委員がおっしゃるように飛散している状況が見えれば、これはもういじる、いじらない以前の問題ですので、やはり労働基準監督署に申請をして指導を受けなければならない、また、その作業も試験を通った人間が対応をするということになっていますので、その辺はきちんと労働基準監督署の指導を受けざるを得ない。ただ、小樽市に相談があっても、工事店にそれはきちんととりなさいと言えないのかというふうに思っています。

一方、本当に飛散しているのが、アスベストが含有しているものかどうかということからまず調べてやらないと、所有者なり、近隣の住民が不安がりますので、もし委員がお話になるのであれば、所有者あたりに含有量を調べることから御指導いただければと思います。また、もしあれば、労働基準監督署と連携することはできます。

斉藤（陽）委員

そこら辺が非常に問題のあるところで、要するに所有者の方は自主的にこういう囲い込みの工事をされているということです。あくまでも、結果、含有しているか、していないかというところは、まだクエスチョンマークの状態なのです。確実にアスベストだというふうに断定されているのかどうかというのは、この調査の中ではわかるのでしょうか。建築指導課が押さえているのは、確実なものでなくてもこの調査の中で使用ありの方になっているわけですかね。

（建設）建築指導課長

議員の方からあらかじめ御相談がございました物件ですが、それにつきましては先ほどの 65 件の中の一つに挙げられております。

斉藤（陽）委員

ということは、使用ありというふうに把握されているとらえていいのか、実際にその調査をした訳ではないけれども所有者が使用ありと答えているよというだけの話なのでしょうか。

（建設）建築指導課長

この調査でございますが、あくまでも所有者あるいは管理者が実際に調査を判断していただいて、それに基づいて、ある、なしというのを判断していただき、その調査文書の中に吹きつけアスベストがありますという内容の回答があったところでございます。

建設部長

御存じのように、アスベストには年代別、又は工場によって含有の度合いも違いますし、同じ名前でも入っていない場合もありますし、入っている場合もありますので、今回の調査はあくまでも設計書に書かれている内容のものが含有しているという位置づけでやっていますので、すべてがクロというのなかなか難しい。要するに、疑わしきものは問わず対応するという考え方でございますので、その辺の実態については、やはり個々の所有者の方が調べる必要があるだろうというふうに思っています。

斉藤（陽）委員

そういうことなのですけれども、どうも法整備というか、そういったシステムが、まだこういう問題になって 1 年とかですから、十分に体制が整っていないといえば整っていないのですけれども、今回たまたまこういうふうな実例が身近にあったので、お聞きしているわけですが、こういう特に把握できないまま何かどんどん進んでいる部分もあるのかもしれないのですよね。我々が把握できていないという部分の方が恐ろしいわけで、そういった部分を何らかの方法で把握して、きちんと対処するということについての現状の小樽市の体制はどういうふうになっているのか。大丈夫なのかという部分を答えていただきたいと思います。

(建設) 確認申請担当 佐藤主幹

今、委員から御指摘がありましたとおり、実際に施工されているかどうか、この部分の判定は、空気中の微量のものをサンプリングしまして、顕微鏡で見ないと、なかなか正確な判定ができないのが実情でございます。そういうことをやるということになれば、費用も結構かかりますし、時間もかかります。したがって、実情は民間の方がそこまで調査の回答のときにやられているかどうかまでは、詳しく私ども調査しておりません。今の御意見もでございますので、そういうことは北海道を含めまして、どういう方法で一般に浸透させられるのか、今後研究したいと思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時06分

再開 午後 3 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

-----  
森井委員

駅前第 3 ビル再開発への提言について

理事者側からの報告事項がありまして、まず 1 番の駅前第 3 ビル再開発の進ちょく状況を聞いて、少しずつ前に進み始めているのかなというふうに思うのですけれども、まず一つ確認として、現計画で、もう形ができて完全にコンクリートされたというわけではないと思うのですが、それについてはいかがですか。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

委員からお話がありましたように、まだ100パーセント確定してコンクリートされたという状況にはなっておりません。以前も報告させていただいておりますけれども、核となるホテル、商業施設、マンション、この辺についてのディベロッパーなり、テナントの大枠で出てくる方たちの承諾を得て、詳細、中身について、事業費も含めて今鋭意検討しておりますので、まもなく事業の大まかなところについて確定をしていきたいというふうに準備会から聞いております。

森井委員

その中で、前定例会の建設常任委員会でも、私は人の集約ができるような広場的なもの、又はミーティングをできるような形でとか、パソコン等のそういう機材を設置してはどうかというような話もさせていただきましたが、それを提言している理由というのは、この建物における、いわゆる購買するために行く方、又はマンションに帰られる方、ホテルにいらっしゃる方以外の方々に対して、どうその建物に人を引きつけるかという、人の流れを考えたときに、そのどれにも用事がない方も気軽に入れる施設を考えていく上で、そういう部分が必要ではないかというふうに思って提案させていただきました。これは、決して公がやらなくてもいいと実は思っているのですけれども、そのような機会を作るべきではないかというふうに思っています。

その中で、それが今後どのような話し合いになっていくのかは別にして、ほかにさらに幾つか提言させていただきたいというふうに思っています。例えば札幌駅前左側に建物があるのですが、ビル名はわからないのですけれども、大型ビジョンがついています。小樽駅前も、たぶん市内の中では一番人の流れの多いエリアですから、いわゆる広告能力が高かったりとか、又は情報展開をするときに、非常に人に伝える機会が多い場ではないかというふうに思

っています。そのようなものの設置等の検討はできるのかどうか、これについて聞きたいと思います。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

これまで準備会で議論した中では、こういった映像施設の設置ということには、一度も話題として出てきた経緯はございませんけれども、駅前地区は、特別景観形成地区にも入っておりますので、屋外広告物等々の規制とかもありますけれども、それらを踏まえてこういったものが設置可能かどうか、準備会の方には尋ねてみたいというふうに思います。

森井委員

当然マンションなり、ホテルなり、そういうものに関しては完全にディベロッパーがあってということですので、もちろんそういうものを設置するということは、それに対して投資をしてくれる方々を探さなければいけない。つまりは労力も増えますし、さらに企画的なこととかも含めて動かなければならないというふうに思うのですが、今、たぶんその話合いが行われている場の中で、いろいろなコンサルタントの方とか、かかわっていく方もいらっしゃるかもしれませんが、みずから企画していくという形にはならないと思うのです。それをやはり行政側からそういう意思を持って、どれだけ魅力の高い施設にできるのかということ考えたときに、やはり市側からもそういうような提案をしていただきたいというのが、私の気持ちとしてはあります。

今は大型映像の機器の話でしたけれども、もう一点、一番わかりやすく言うと、札幌駅内にある「えきスタ」という施設があります。これはUHBというテレビ局と「AIR-G」というラジオ局、それとあそこの建物の管理者の三者による施設なのですけれども、そのようなマスコミ関係者を巻き込んだ施設、そんな大きい施設ではなくてもいいと思うのです。そのような人たちにも呼びかけて、本当に一部のエリア、できれば表側がいいかもしれませんが、そうではなく、中に人を呼び込むために、そういうような施設とかを置くということも一つの手法としてはあるのではないかとこのようにも思っているのですけれども、このような考え方に対してもひとつ感想を聞かせてください。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

先ほどの大型映像の設備というのは、うまくやればその取付けはそれほど投資しなくてもできるのかなということで、そういう意味で単純に投げかけてみたいということだったのですけれども、こういうスタジオ的な部分でいけば、あくまでもどこかの床を所有することになりますので、この床をだれが所有するのか、あるいはどういった形で借りるのか、あるいはそのほかにもいろいろ方法があるのかという部分で、金銭的な部分もかかわってきますので、できるかどうかはちょっと難しい部分があると思いますけれども、今いろいろとそういった1階に予定している店舗展開の中で、まだすべての床が埋まっている状況ではありませんので、準備会の方にこれもあわせて投げかけて、検討をしていただくように私の方からも話をしていきたいというふうに思います。

森井委員

よろしく申し上げます。

私がこのような提言をするだけではなく、やはりせっかく新たに切り替えていこうと、新しくしようというような動きですから、なかなかできないこととかの方が多いのかもしれないのですけれども、人を呼び込めるような考え方を持ったときに、いろいろな企画又は取組等をもう少し練ってもいいのではないかとこのように思っています。行政側としてどこまで歩み寄れるか、そういう部分も、いろいろ兼ね合い的なものもあるかもしれませんが、そういう視点も含めた上で、第3ビルの変更が行われるかと思っていますので、ぜひさらなる取組をと思います。

交通動線・歩行動線の改善について

この第3ビルに関する質問はここまでにしたと思うのですが、それに関連して、これも今までの建設常任委員会で、私の方ですっと話をさせていただいたのですけれども、駅前広場の改善というか、本来であれば、全体的に変えて駅横の駐車場とかも含めた大きな展開でというイメージもあるのですが、なかなか財政的にももちろんで

すし、他の機関との調整にもかなり時間を要するのではないかと思いますので、そこまではとは思っていないのですけれども、やはり私が一番危ぐしているのは、人の動線なのです。第3ビル側の方にはなかなか入りが少ないのではないかという話もさせていただきましたけれども、やはり、人と車が交錯する機会が多い。また、信号がとてモわかりづらい。やはりそういうような状況を考えると、この第3ビルが建つときを機に、何かしらの変化をもたらす必要があるのではないかなというふうに思っていますが、それについて話を聞かせていただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

今、委員からいろいろお話がありましたけれども、我々もその駅前広場の交通動線あるいは歩行動線に、いろいろ問題があるという認識を持っております。今、第3ビルの再開発がいよいよ進んでくる状況の中で、それを見直す非常にいい機会だというふうに思っておりますので、我々もそれに合わせてどういう改善あるいは改良ができるのかということを検討してまいりたいというふうに思っておりますけれども、なかなか駅前広場の7,400平方メートルほどの中で、バスのターミナルがあり、それからタクシーの待合所があり、あるいは駐車場があるという中で、非常にふくそうしている状況の中で、どんな改善ができるかということを若干なりとも検討しておりますけれども、非常に狭い中での話でありますので、難しいというところが実感としてあります。いろいろな関係権利者が、非常にたくさんおります。例えば、JR北海道、それからバス事業者、それからタクシー業界、それから当然ながら公安委員会、警察等々を含めて、今後もいろいろな協議がまだまだ必要であろうというふうに思っております。第3ビルの事業がどんどん進んでいきますので、ぜひそれに合わせて、あるいは若干なりとも遅れるかもしれませんが、何とかいい駅前広場、交通動線、歩行動線の改善、こういったことを目指しているいろいろと検討してまいりたいというふうに思っております。

森井委員

これはすごく重要なことではないかというふうに思っていますので、私自身もそのあたりを見て、かかわれる部分、取り組める部分、いろいろあれば考えていきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願います。

また、質問を少しずらしますけれども、第3ビル前の交差点の状況が、個人的には歩車分離なり、スクランブル化をする必要性があるのではないかというようなことも提案させていただいておりますけれども、それに伴って、やはりそのスクランブル化は1か所ではなくて、隣接している交差点はそれと似たような形態を持たなければ、それこそ車の流れがかみ合わなくなってくるというふうに思っています。現在、北洋銀行、サンモール一番街のところで1か所、また、メルヘン交差点にもありますけれども、これも以前から訴えさせてもらっていますが、産業会館前の部分も、それも含めた考え方を持って取り組んでいただきたいというふうに提言させてもらっています。特に浅草横断歩道橋の存在意義が、できた当時とはかなりかけ離れている状況にあるのではないかというのは、私が議員になった当初から話しをさせてもらっていますけれども、その歩道橋の撤去というのは、歩行者に優しいまちづくりに展開できるのではないかというふうに思っているのですけれども、それとともにやはりどうしても左折の交差点というか、矢印が出ますので、人が渡ることによって左折車が詰まるということが強く危ぐされる部分だと思っておりますので、どうしても一般的な交差点ではなく、そのような歩車分離の交差点を導入しなければ、どうしても渋滞が避けられないのではないかというふうに思っています。その両方を兼ね合いした上で、私は検討していただきたいという話しをさせていただきました。今までも自分自身も北海道開発局なりから、本当に少しなのですけれども情報収集させてもらっている中で、なかなか身動きがとれないということも重々承知しているのですけれども、今回一般質問で、福祉という背景の中で歩道橋の位置づけの話を質問させていただきましたが、そういう観点も含めて、今後ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っています。この点について、改めて感想というか、今後の動きについて話をいただければと思います。

(建設)まちづくり推進課長

駅前の交差点、それから浅草横断歩道橋、こういったものを含めてのお話でございましたけれども、質問にあり

ましたとおり、歩道橋の役割というのはまだまだ重要な部分もありますけれども、一方においてはやはり障害者なり、高齢者にとっては、非常に使いにくく、それが障害になっているという部分もあって、いろいろと歩道橋のあり方については問題になっていますし、課題であろうというふうに思っております。特に浅草の交差点につきましても、委員からありましたように、非常に変則的な交差点で、その交通をどうさばくか、それからそれにあわせて歩行者の安全をどう確保するかということが、非常に難しい問題があるかというふうに思います。そういった中で、交通と歩行者の安全を確保するためには、スクランブルなり、歩車分離なりの交差点、こういったものがやはり必要であろうというふうには考えております。この場所は、国道で非常に交通量が多いということもあって、歩車分離になると、今まで2 サイクルで信号が変わっておりますけれども、3 サイクルになって、非常に国道の流れもどうなるかという部分については懸念があるところでございます。そういった中では、単に浅草の交差点の歩車分離というだけではなくて、駅前も含めた全体的な信号のあり方、こういったものの中で、どう問題が解決されるかということを検討する必要があるというふうに思っております。

これについてはさまざまな問題があって、なかなか公安委員会も含めて難しい問題があるということは、若干なりとも今までのいろいろな話合い等々の中では承知をしておりますけれども、今後も道路管理者、小樽開発建設部なり、あるいは交通ということでは公安委員会なり、こういったところと鋭意いろいろな可能性も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。これも、第3ビルもいよいよ進んでおりますので、そんな長いことではなくて、第3ビルに合わせながら、どうということが可能かということも進めてまいりたいというふうに思っております。

森井委員

特別景観形成地区と景観計画との兼ね合いについて

もう一点お聞きしたいのですが、景観行政団体についても報告がありました。これは私自身もこの仕事についてまだ3年半程度ですから、まだまだ時間的には短いですが、この仕事につかせてもらった当初からいろいろななかかわりもあり、取り組ませていただきましたけれども、とても自分としては望んでいた方向に進んでおりますので、本当にいい動きになってきているのではないかとこのように思っています。この中で、なってからどうしていくのかということがすごく課題になってくると思うのですが、これからのことですので、それほどまだまだという部分もあると思うのですが、市としては、今、特別景観形成地区というものが存在しています。この兼ね合いの中で、どのような感じになっていくのか聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

先ほどから説明しておりますけれども、本年11月1日に景観行政団体となって、これから景観計画をつくって、それに合わせて条例改正をして実効性のあるものにしていく、こういう流れになるかと思います。景観計画につきましては、今まで小樽市の長い景観行政の中で、今、委員からもありましたように、特別景観形成地区なり、指定歴史的建造物、登録歴史的建造物と、こういうものが現状の中でいろいろの制度としてあります。これからの話ですので、確定的なことではないのですが、基本的にはそういったものを生かしながら、新たな景観計画をつくっていかうということですので、景観法のかかわりの中でいろいろ整備するものがあるかと思っておりますけれども、当面の中では特別景観形成地区をやめるということではなくて、そういうものを踏まえて新たなものを加えることができるかどうかを検討してまいりたいというふうに思っておりますので、今の条例で定めているいろいろなことについて後退するような中身ではなくて、景観法に定めているいろいろな施策も含めて、導入できるところは景観計画の中に入れていくと、こんな基本的なスタンスで臨んでいきたいというふうに思っております。

委員長

それでは、平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

送水管布設について

報告していただいた中から、水道局に 1 点だけ尋ねたいと思います。

本日の資料の見方について教えてください。まず、送水管の件ですけれども、この送水管の総延長が 5 万 3,600 メートル、そのうち平成 17 年度に 3,998.6 メートルの布設を行い、その結果として平成 17 年度末が 3 万 117.7 メートルになり、その進捗率が 56.2 パーセント、こういうふうに理解してよろしいですか。

(水道) 整備推進課長

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

武井委員

それで、今度はお金との関連なのですが、そうだとすると、送水管の終点はどこを意味しているのかが一つ。

それから、送水管の残りがあと 2 万 3,596.3 メートルあるわけですが、予算として、どのぐらいの額を見込んでいるのですか、教えてください。

(水道) 整備推進課長

送水管の布設ですけれども、浄水場から各分岐といいますか、小樽では小樽の分水施設までが送水管ですつつながるわけですけれども、浄水場から順番にやってきたわけではないのです。今までは、道路工事に合わせて、特に小樽の方は先に布設が終わってしまっていて、途中残っているところ、例えば石狩湾横断とか、かなり事業費のかかるところがまだ残っておりまして、今、送水管だけの事業費というのは資料を持ってきていませんので、答えることができないのですけれども、まだそういう意味では送水管も延長としては 56.2 パーセント終わっていますけれども、額としてはまだかなりかかるところがあるという状況です。

水道局長

今の残りの話ですが、あと送水管の残りが、整備推進課長が申し上げたとおりありますけれども、金額は 130 億円ぐらいは残っていると思います。

武井委員

これからまとめて言いますので、教えてください。

除排雪について

今冬の除雪の特徴について。

1 点目に、ステーションが 4 か所から 6 か所になる理由。

2 点目に、除雪機器の編成に改善策が出てくるかどうか。

3 点目に、段差の解消策はどのように考えているか。

4 点目に、除雪延長は、それぞれ 1、2、3 種あるわけですが、どのような延長を考えているか。

5 点目に、新聞にも出ているのですが、築港地区へのバスの延長問題が出ておりますが、この中央バスとの路線の増設、延長について、このステーションが 4 から 6 になった問題は影響があるのか、ないのか。以上五つです。教えてください。

(建設) 雪対策課長

5 点ほどの御質問に対して答えます。

まず、1 点目の 4 ステーションから 6 ステーションにする理由ということでございますけれども、先ほど斉藤陽一良委員にも答えましたけれども、平成 17 年の大雪を踏まえまして、地域の除雪苦情、要望等が 2,775 件ありましたが、この中で一番多かった北地域の第 1 ステーションについては、地域が広いということ、除雪延長が長いということ、この部分について細分化によるパトロール体制の強化、また、それに伴いまして除雪車両、ロータリ除雪車の適正配置を行いまして、除雪・排雪をしたいと考えております。また、中央地区の第 2 ステーションにつきまし

ても、ほかの第 3 ステーション、第 4 ステーションに比べ、除雪延長が長いということ、地域も広いということで、同じく細分化を図るという状況でございます。

2 点目の、機器の適正配置等につきましては、これも答えましたように、ロータリ除雪車の増車を現在検討中でございます。

3 点目の、段差解消部分なのですが、これはロードヒーティングの段差ということで答えたいと思います。通常、地域総合除雪の除雪業務の一環として解消業務をやっていたわけですが、雪山が高くなれば、その削り取った雪をサイドに置くことができないという環境の中から、段差の解消については業務的に不都合が生じたところでございます。今年度は先ほど部長から申し上げた 14 点の改善点の中で、すべてにこたえるということはまだ難しいということでしたけれども、段差解消部分を別組織、別発注の中で、市内全域のパトロールにおいて発見された場合につきましては、別組織の中で対応していきたいと考えております。その中では、この段差を削る業務と一緒に排雪をするという業務を、本年度試行したいということで検討しているところです。

4 点目の、除雪延長でございますけれども、昨年度と今年度は変更はない予定でございます。

5 点目のバス路線でございますけれども、私は、まだバス路線になるという情報も聞いていませんので、わかった時点で除雪のランクづけを考えていきたいと思っています。

(建設)まちづくり推進室長

5 点目の築港地区へのバス路線延長のことで、ステーションとは全然関係ないということで、まず御理解いただきたいというふうに考えています。それで、延長路線については、中央バスは一応試行という形も含めて、現行の路線を築港に集めるということで、特に今回改めてなるのが、臨港道路小樽港縦貫線の平磯岬の部分が多少なりともルートが変わってくるかと思えます。あとは、入船で上がったたり、大体既定路線を走ることなので、特に関係ないというふうには理解しております。

武井委員

段差の解消なのですが、今度は政府の方で、この冬季雇用の問題が法律改正になって減らされるということが出ていますけれども、今回も陳情がまた新たに出てまいりました。そこで、今まではこの冬の除雪関係、この冬季雇用の中で段差解消を機械でやらないで人為的にやらせてもらっていた経緯があるのですが、こういうのは今まででさえそうだったので、今後さらにまた条件が悪くなってきた冬季雇用に対して何か考え方はあるのか、教えてください。

建設部長

冬季の雇用という点では、これまでやりました歩道の段差解消ということで、それは平成 18 年も移行していきますので、それは全く減りません。先ほど申し上げたロードヒーティングの車道部分の段差解消について、新規に班を編成するという事ですので、車道部分は増やしますし、これまでの歩道については現行どおりということですので、影響はないと思っています。

武井委員

それと、除雪ステーションを 6 か所に増やすとのことですが、2 か所の増える場所はどこを考えていますか。

(建設)雪対策課長

先ほど若干触れましたけれども、北地域の第 1 ステーションを、稲北から蘭島・塩谷方面につきまして細分化を図り、中央地区の第 2 ステーションを稲北からおおむね平磯岬までにつきまして細分化をします。2 地域の細分化をこのように考えておまして、合計で 6 ステーションという状況です。

武井委員

指定給水事業工事者への指導について

次に、水道局に小樽市指定給水事業工事者の指導方についてまとめて伺いますから、教えてください。

一つ目は、指定業者の工事の基本料金というはあるのか。例えば、10メートルの管を布設する場合は基本にして幾らだとか、こういうようなだれが見てもわかるような、要するに業者がごまかせないような、この距離を工事してくださいと言ったら、それは土地がかたいとか、いろいろ条件があるのでしょうかけれども、そういう基本料金というはあるのか。

二つ目は、業者との懇談会について。例えば市民からの要望だとか、意見だとか、それから工事料金についてだとか、こういうことに対していろいろあると思いますが、そういうものなどもまとめて業者との懇談会が定期的に行われているか。行われていないとすれば、どう考えているか。

三つ目は、指定給水工事の看板、俗に言う金看板は水道局からもらったという、業者にとっては一番名誉というか、名前が言うように金看板なので、これを取得していることによって非常に誇りに思っています。ところが、こういうような業者だから、基本料金が例えばあったとしても、ないに等しい状況で、自分で適当に査定をするというようなことで市民から料金が高すぎるのではないかとか、いろいろの要望・意見が私たちの手元に届きますが、こういうようなことがあってはなりません、こういうことに対する指導というはどのようにされているのか。

(水道) サービス課長

ただいまの委員の御質問につきましては、給水装置、いわゆる給水管の道路等に布設する1メートル当たりの単価があるのかないのかということですが、これにつきましては、公正取引の関係から、水道局では基本料金というのを決められないことになっております。この場合、お客様には、それぞれ工事店によりまして価格が違いますので、2社、3社から見積りを取りまして、その中から選定していただきたいというふうをお願いしております。

二つ目の、業者との懇談会について、市民からの意見・要望を業者に伝える場があるのかというお尋ねですが、今のところ業者との懇談会というのを定期的には開いておりません。何かお客様から水道局の方に御意見、御要望があった場合、それからトラブルがあった場合は、これらの内容をよく吟味しまして、これは工事店に伝えなければいけないということがございましたら、文書通知をしているという状況でございます。

三つ目の、金看板と言われる指定の件でございますけれども、現在の指定につきましては、平成8年の水道法改正によりまして、平成10年から水道事業体で国の水道法の基準に基づいて指定をしなければいけないというふうなことになっておりまして、昔のような金看板というイメージではないと思います。ある一定要件が規制緩和によりまして全国一律に決められておりますので、それを満たしていれば、小樽市は、ほかの自治体もそうですけれども、指定をしなければいけないというふうになっておりまして、金看板を持っているから料金が高くなるというようなことはないと思います。先ほども申しましたように、工事店により会社運営のためにそれぞれの単価が違いますので、2社、3社の見積りをとっていただくように、お客様には話している次第でございます。

武井委員

業者との懇談会が開かれていないということで、文書通知をしているということでございますけれども、先ほど冒頭に聞いているのですが、今後、懇談会をする気はあるのですか。教えてください。

また、今、金看板を持っている業者は何社、市内にありますか。あわせて教えてください。

(水道) サービス課長

失礼しました。懇談会につきましては、現在開いておりませんし、これからも定期的に関開くという考えは持っておりません。ただ、水道法等の大きな改正があった場合には、その説明等をする必要がありますので、そういうときには、これまでも行ってきている状況でございます。そのときに、いろいろとあった過去の問題等につきましても、工事店の方に市民からの御意見を説明会の中で話している経過がございます。

次に、この指定業者の数ですが、平成18年7月14日現在で、これは14日というのは最終的に新しい工事店が申請されてきた日付ですが、140社でございます。

武井委員

今まで懇談会を開かず、文書通知のみで、今後も開く気持ちはないということですが、市民の不平不満はどこで、どういうふうに集約するのか。市長でさえ、市長への手紙をそれぞれ基本にしたりして、町会と話をしたりいろいろやっているという答弁はいただいているのですけれども、水道局はこれらをどこで処理しようとしているのか。一方通行の文書通知のみというのではなくて、やはり今140社もあるというのですから、それらの人の中にはいろいろの見解の違いがあると思うのです。市民から業者に対する不平不満は水道局に寄せられていないのですか。寄せられているとすれば、何件ぐらい集約されていますか。教えてください。

(水道) 管路維持課長

修繕の問い合わせを含めまして、昨年度ですと1,800件ぐらい来ております。ただ、これは給水管の維持・管理の部分の修繕だとか、配水管、それから消火栓、そのほか用水施設だとかという問い合わせ、さらに今、委員がおっしゃったような苦情とか要望を含めての件数であります。そういう中で、今お客様から来ている対応については、それぞれ聞いて、お客様が納得する部分、また、しない部分、逆にお客様が勘違いしている部分だとかがありますので、内容によって水道局の方で説明に上がったりして対応をしている部分がございます。ただ、いろいろなトラブルを含めまして、民民の話になる部分もあるので、水道局も関与できない部分はあるのですけれども、できるだけ水道局としてはお客様にわかる説明をするようには努めているところであります。

水道局長

申し上げたとおりなのですが、私どもは水道事業をサービス事業だと思っていますので、職員には市民からのトラブル、問い合わせがあった場合には、親切丁寧にお世話するよというふうに話しておりまして、苦情処理等がありましたら、ほとんど私のところに報告が来ていますので、市民には納得できるような状況といいたいでしょうか、懇切丁寧に相談を受けているというような状況でございます。

武井委員

1,800件も不平不満が出ているということですから、何かそういうふうには受け止めたのですが。

(水道) 管路維持課長

済みません、1,800件は例えば修繕だとか、そういう受付件数です。

武井委員

全部含めてね。

(水道) 管路維持課長

はい。

武井委員

いずれにしても、そういう御要望が出ているのですから、私たちのところへ来るものばかりが不平不満ではないと私は思っているのですよ。ですから、中身については、先ほども委員会を開く前に課長には話しておきましたが、そういうような問題が来ているわけなので、ぜひとも少しでも直接市民の趣旨が伝わるようにしていただきたいです。文書ではなかなか私は伝わらないと思うのです。だから、今、局長がサービス業だと位置づけているというのですから、そういう方向でぜひともやって不平不満をなくしてほしいと、こう思いますが、局長の思いを答弁してください。

水道局長

1件1件、私どもが顔を出すことがサービス業のモットーだと思っていますので、これからもそういう問い合わせ・苦情等が入りましたら、市民の方、お客様が納得できるような形できちんとするつもりでございます。

武井委員

歩道橋について

次に、歩道橋の関係についてと、それと関連がどうしても出てくるのですが、第 3 ビルの工事も含めて尋ねたいと思います。まず、中心市街地の小樽駅前再開発の最後に、この第 3 ビルの工事が残っていると私は思っていますが、これについてのいろいろな問題が出てまいりました。それで、駅前の開発は、昭和40年代に第 1 次の開発が行われましたが、その当時から、例えば都通り商店街と開発業者や、あるいは市との考え方、あるいは開発建設部との考え方と非常に意見の違いが出てきていました。例えば、153 台の地下駐車場をつくるということについても、何か折しているようであります。駅前から地下道を通って都通り商店街に行くという案も、ざ折した模様ですし、そのほか中央通歩道橋についても、今まで汽車からおりて、駅を出たら見えた港が見えなくなったというような御意見に対し、何か改善するとかしないということでしたが、結果的には葬られています。その他、スクランブル交差点の問題など、非常にこの駅前の開発については、いろいろ問題があるようです。

そこで、幾つかまとめて聞きますが、まず第 3 ビルのところにある中央通歩道橋は私も相当前から撤去すべきでないかと言っています。あんなところへ汚いふんどしのような横断幕をぶら下げるのはやめてしまえということなども含めて言った覚えがあるのですが、これらに対する考えはありますか。

それから、そもそもこの歩道橋に対する小樽市の基本理念はあるのかないのか。警察だとか、そういうような人たちに任せるのではなくて、小樽市としてどういう考え方を持っているのか、これを 2 番目に聞いておきたい。

それから、稲北にある稲穂歩道橋のエレベータ案が出たときも、地元の自転車業者があったのですけれども、この案が出たらやめてしまったのですね。そうしたら、途端にこの案はどこかに逃げてしまって、あの五差路の歩道橋ができるとかできないとか、スクランブル交差点ができるとかできないとか、いろいろな案が立ち消えしてしまって、こういう商売にまで影響している状況ですが、これらの案は消えたのか、生きているのか、今の状況を知らせてください。

それから、陳情第 61 号ですが、築港駅前歩道橋撤去の陳情を私たち建設常任委員会としては、全会派一致で採択しているのです。ところが、その後からこの陳情第 61 号が出てきて、反対に歩道橋をなくさないでくれということになっているわけです。これも、先ほども自民党からもいろいろ意見が出ましたが、この陳情第 61 号に対する扱いについて、私たちもまた全会派一致で陳情を継続審査でやってきているのですが、これは一体どうすればいいのか。これらも含めて、この基本理念について教えてください。

(建設) まちづくり推進室小紙主幹

駅前再開発に関連しておりますので、私の方から中央通歩道橋についての考え方ということをお話させていただきたいというふうに思います。再開発が進んでいく中で、中央通歩道橋は現在接続をしている第 3 ビルとの連絡通路という形になっておりますけれども、今、計画している再開発の中では、2 階にホテルの関連施設、ホテルが入りますので、基本的に今の歩道橋とはつながらない形になっております。これにつきましては、第 3 ビルの権利者も含めた準備会の総会の中で、基本的に皆さんの総意でそういう形になったということでございます。したがって、現在の歩道橋というのは、第 3 ビルに接続をしない形で基本的に残ることになります。この件に関しましては、再開発の中で一定程度、再開発ビルに接続しないという形での方向性は示されましたので、今後、第 2 ビルあるいは第 1 ビルの商店街の関係者の方、あるいは公安委員会あるいは学校関係者あるいは商店会等々、皆さんの御意見を聞きながら、どういった形で撤去するか、撤去しないかという方向性について、私どもの方で調整をしてまいりたいというふうに考えております。

(建設) まちづくり推進室長

2 点目の横断歩道橋の基本理念ということで、4 点目もあわせて話しをさせていただきたいというふうに考えております。横断歩道橋につきましては、昭和40年代の後半、車がどんどん走り出して、国道なり、幹線道路が拡幅されたという時代に設置されたというふうに認識しております。これにつきましては、あくまでも歩行者の安全を確保するという前提で設置されたものだということに考えています。ただ、今、委員からお話がありましたように、

やはり高齢化社会というような時代になりまして、体にハンディのある方とか高齢者が非常に利用しづらい面があるといったことで、いろいろな場所で撤去の話もございます。ただ、100パーセント人が通っていないという歩道橋が基本的にないということで、道路管理者ともいろいろ話しをしておりますので、今後、やはり地域住民の考え方、それから本当に要るか要らないかという議論をもう少し煮詰めながらやっていきたいというふうに考えています。国なり、小樽土木現業所なり、道路管理者、それから付近の学校の通学路ということもございますので当然 P T A だとか、それから商店街ということもございまして、これはやはり小樽警察署なり、公安委員会とも十分協議をしながらやっていかなければならないという認識を我々は当然持ってやっていきたいと考えています。ただ、要る要らないの議論は、やはり議論を深めながらやっていかなければならないというふうに考えています。

それから、4番目の築港駅前歩道橋につきましても、委員の方からお話がありましたように、当然そういう意見を踏まえて、撤去方、それから存置方ということでやってきておりますので、それについても御理解いただきたいと思えます。

ただ、3点目の稲北の稲穂歩道橋のことにつきましては、これも今まで話がございましたけれども、設置者の小樽開発建設部の方からは、交通量だとか、そういった関係の中で、もう設置できないという話を聞いておりますので、改めて報告させていただきたいというふうに考えております。

武井委員

稲穂歩道橋は、そうするとスクランブル化の問題も全部無しということだね。それが一つ。

それから、二つ目は、第3ビルの中央通歩道橋の問題だけれども、調整したいという答弁をいただきましたが、この調整の結論などはいつごろを目途にいらっしゃいますか。教えてください。

(建設)まちづくり推進室小紙主幹

先ほど答弁させていただきましたように、今の再開発準備会の方で一定の方向性が出されましたので、私どもとしてはその判断の下に、関係者との協議を極力早く進めていきたいというふうに思っています。できるだけ早期に結論を出していきたいと思っています。ただ、撤去に当たっては、中央通は、道道でございますので、北海道の意向もありますので、その辺の話も北海道ともさせていただきながら、撤去に当たっては北海道の方の予算にもなりますので、その辺の予算づけの問題もありますので、今いつという話はやらないのですけれども、できるだけ早期に結論を出していきたいというふうに思っております。

武井委員

稲北のスクランブル化の問題は、エレベータ化が無くなったということで、これも立ち消えになったというふうに理解します。

桜2丁目の横断歩道設置について

最後の問題です。私は、桜町の国道5号、東小樽交差点から札幌方面に上りきったところに信号がありますが、あそこまでの間に横断歩道又は歩行者用信号機をつけてほしいということは、前からお願いしていました。公安委員会が本年7月ごろ調査に入るというような前部長の答弁などもいただいておりますが、この間また死傷者が出ました。非常に、横断歩道や信号機があったら痛ましいあの事故がなかったのではないかと考えているのですけれども、こういう要望をしている最中に、そういう痛ましい事故が起きました。何とか、めどが立たないのかどうなのか。あそこは、カーブであり、スピードを出すところであり、朝里の方とちょうど上りになって見えないのです。しかも、船浜町の方が下から急ながけを上がってきて、そしてバス停のところへ行こうとする場所なのです。そして店やマンションは海側の方にはないのです。みんな向かい側にあるのです。だから、向こうにどうしても渡らなければならないという場所なのです。ですから、公安委員会は調査に来たのか、来ないのか、来た結果何て出したのかは知らないけれども、いずれにしても、もう少し市として粘り強い策を講じてほしいと思いますが、いかがですか。

建設部 技術担当 関野次長

武井委員の方から、何度かこの建設常任委員会の中でお話がございまして、我々も市の方の横断歩道関係は、最終的には北海道の公安委員会が設置者なのですけれども、その窓口であります市民部の生活安全課と、昨年になるのですけれども、公安委員会の方たちと一緒に現地に行って立会してもらいました。来られた担当の方の意見としては、現状の国道の交通量、先ほどもお話にありましたけれども、土日になると多いとか、あと札幌から小樽へ向かうときに、ちょうど東小樽交差点で小樽港縦貫線の方に右折する車がかなり並ぶ状況にあります。その中で、逆に小樽から札幌の方には、国道をずっと走ってくる車と、それが切れるとすぐ海の方の小樽港縦貫線から車が流れてくるということで、ほとんど切れ間がなく車が流れてくるというそういう状況の中で、あそこに横断歩道を持っていくことが本当に歩行者にとって安全を確保できるのかということで、現状を見た限りではかなり難しいのではないかという意見を伺いました。そういうことで一度見てはもらっております。今、委員からどうしてもその設置をやはり交通事故防止のために要るのではないかというお話もございましてけれども、一度見てもらった中ではやはりかなり厳しいという意見をもらっております。今、道路を直すとかということでは、なかなか道路管理者の方でそれができるかどうかというのはわかりませんが、ただ、今の状況の中で設置をするというのは、やはり公安委員会の方も逆につけることよっての安全確保ができるのかということで、意見を伺っております。

武井委員

あなた方が苦しいのもわかるけれども、あそここのところに行って、毎月、毎月命日に花束が飾ってあるのを見たら、本当に果たして今のような答弁で遺族の方が納得するのかというような気がするのですよね。ですから、ぜひともやはりあそここのところ、これからまた子供が特に海水浴などのシーズンには、どうしても横断する人が増えてくると思うのですよ。ですから、何とかこれは小樽開発建設部の仕事になるかもしれませんが、いずれにしても小樽市の建設部の努力がもう一步欲しいと思いますが、もう一度決意を聞いて終わります。

建設部長

今の件については、私が建設部長に就任して2回ほど答弁申し上げました。今、次長からも私の答弁後に、公安委員会と再度協議をして設置方について依頼をした結果についての話をしています。私の調査のときにも、また、次長の段階でも、公安委員会は一貫して車両交通の安全という面が地形的にどうしてもクリアできないのだというふうに主張されているわけです。それを受けた段階で、今、設置されている頂上の横断歩道、さらには桜のその下の三差路の横断歩道を使ってもう以外はないかと思っていますので、そういう意味では交通安全上で言うのであれば、横断禁止の看板なりの設置をする以外はないのではないかと思います。努力は当然しますけれども、そういった公安委員会の判断を超えて当然小樽開発建設部も道路の改良ということはありませんので、また再度北海道警察なり小樽開発建設部なり公安委員会に行ってもまいりますけれども、恐らくその横断禁止の措置を講じるような形になっていくのではないかと思いますので、努力はしますけれども、今日の段階ではそういう答弁にとどめさせていただきたいと思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後5時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

新谷委員

日本共産党を代表して、陳情については第61号を除きすべて採択を主張します。先ほどの陳情についての質問に対して、市は財政上厳しいという答弁でした。しかし、ますます高齢化が進む本市にあっては、住民が冬の暮らしを安心できるものにしていくのが行政の役割であり、財政については不要不急、また、過大な事業予算を見直すことにより生み出せるものと思います。例えば、先ほど質問しました石狩西部広域水道企業団事業の市負担分の見直し、石狩湾新港への税金投入の見直し、あるいは旧マイカルの固定資産税滞納を少しでも解消すると、そういうことで財源を生み出すことができます。

議会としては、陳情を採択することにより、行政の後押しをすることができますし、市民の負託を受けた議員がその切実な要望を受け止めて実現するために努力することが大事で、あと残されたわずかの議会の中で何も採択しないで流してしまうというのは、議会に対して失望も出てくると思います。陳情を採択するように主張して、討論を終わります。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

最初に、陳情第1号、第3号、第4号、第6号、第8号、第10号、第11号、第14号、第52号、第64号、第75号、第80号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、陳情はいずれも継続審査と決しました。

委員長

次に、陳情第61号について、採決いたします。

継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。